

(第二部)

第六十二回 參議院地方行政委員會會議錄第一号

昭和四十四年十二月二日(火曜日)

午前十時十分開會

委員氏名  
委員長 理理事  
内藤督三郎君  
熊谷太三郎君  
吉武 恵市君  
山本伊三郎君

委  
員

吉武 恵市君  
山本伊三郎君

- 調査承認要求に関する件
- 継続調査要求に関する件
- 委員派遣承認要求に関する件

よう決定いたします。  
なお、要求書の作成につきま  
御一任願いたいと存ずますが、

- 調査承認要求に関する件
- 継続調査要求に関する件
- 委員派遣承認要求に関する件
- 小笠原諸島復興特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）
- 昭和四十四年半分の地方交付税の寺町等に割り当てる件

○昭和四十一年度及び昭和四十三年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長(内藤善三郎君) 次に、諸般の事情により、継続調査要求についておはかりいたします。地方行政の改革に関する調査につきましては、開会の場合においてもなお調査を継続することと

○委員長(内閣機音三郎君) 御異議ないと認め、お  
求書を議長に提出いたしたいと存しますが、御異  
議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「異議なし」と呼ぶ者あり】  
よう決定いたします。  
なお、要求書の作成及び提出の時期等につきま  
しては、委員長に御一任願いたいと存じますが、  
御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

卷之三

○委員長(内藤善三郎君) 次に、委員派遣に関する

る件についておはかりいたします。

閉会中の委員派遣につきましては、その取り扱い等を委員長に御一任願いたいと存じますが、御

異議ございませんか。

○委員長(内藤善三郎君)　御異議ないと認め、  
「異議なし」と呼ぶ者あり

よう決定いたします。

本日の会議に付した案件

理事補欠選任の件

第二部 地方行政委員會會議錄第一號

昭和四十四年十一月一日  
【参議院】



院の解散のきっかけにならうとしている沖縄返還問題が日頃の間に迫っているといわれています。いま私は真実は明らかにならぬと思うのであります。が、その前に総選挙ということあります。沖縄返還を目前に控えて、この措置というものはたいへん重大な問題を含んでいる、そういうふうに思われますので、そういう意味において十分納得のいく説明をいただきたいと思います。

さらに、法務省にお尋ねをいたします。東京法務局はすでに回復登記を完了をして、書類上の所有権は明確になっているにもかかわらず、土地境界の査定がたいへんおくれている。これは衆議院の議事録を読んでみてもそのことが明らかになります。父島では大村地区、扇浦地区、境浦地区の一部が完了しただけで、母島については冲村に基準点が設定されたというだけではありませんか。私は自治大臣の衆議院の段階で述べられた決意や熱意に照らしてみて、どうも七月二日の衆議院地方行政委員会で行なわれたいろいろのやりとりを読んでみて、たとえば美濃部参考人は、「登記面と実際の土地所有の境界とがごちやごちやになつておりまして、ことし法務省が計測いたしましたけれども、いまの状態でまいりますと父島、母島全部をあれするには約十年かかるということございまして、何しろ土地の所有関係が明確にならなければならぬ」と言い、さらには、「最初に政府に何を一番望むかと申しますと、率直に申しまして、先ほど申しました土地の権利関係をできるだけ早く調査してほしい。いまのようになかれるのでは、やはりどうにもならぬ。」と言つて、る事態を法務省はどうのように弁解をされますか。

五年計画の達成という観点に立つてみて、少なくとも計画上の所要面積がどこどこでどのくらいであるかということは、私は、都に聞けばすぐわかるはずだと思うんです。そして、その部分の土地査定をいつまでに終わればよいのか、そんなことを法務省は都に相談をして要望に沿うように努力をされたのかされないので、自治大臣の熱意に

問題が日頃の間に迫っているといわれています。いまはアメリカの議会が開かれてみなければ私は真実は明らかにならぬと思うのであります。が、その前に総選挙ということあります。沖縄返還を目前に控えて、この措置というものはたいへん重大な問題を含んでいる、そういうふうに思われますので、そういう意味において十分納得のいく説明をいただきたいと思います。

さらに、法務省にお尋ねをいたします。東京法務局はすでに回復登記を完了をして、書類上の所有権は明確になっているにもかかわらず、土地境界の査定がたいへんおくれている。これは衆議院の議事録を読んでみてもそのことが明らかになります。父島では大村地区、扇浦地区、境浦地区の一部が完了しただけで、母島については冲村に基準点が設定されたというだけではありませんか。私は自治大臣の衆議院の段階で述べられた決意や熱意に照らしてみて、どうも七月二日の衆議院地方行政委員会で行なわれたいろいろのやりとりを読んでみて、たとえば美濃部参考人は、「登記面と実際の土地所有の境界とがごちやごちやになつておりまして、ことし法務省が計測いたしましたけれども、いまの状態でまいりますと父島、母島全部をあれするには約十年かかるということございまして、何しろ土地の所有関係が明確にならなければならぬ」と言い、さらには、「最初に政

府に何を一番望むかと申しますと、率直に申しまして、先ほど申しました土地の権利関係をできるだけ早く調査してほしい。いまのようになかれるのでは、やはりどうにもならぬ。」と言つて、る事態を法務省はどうどのように弁解をされますか。

五年計画の達成という観点に立つてみて、少なくとも計画上の所要面積がどこどこでどのくらいであるかということは、私は、都に聞けばすぐわかるはずだと思うんです。そして、その部分の土地査定をいつまでに終わればよいのか、そんなことを法務省は都に相談をして要望に沿うように努力をされたのかされないので、自治大臣の熱意に

もかかわらず、五カ年計画達成にとつて決定的に重要なこの具体的な土地の権利関係の整理が、いま読み上げましたように非常におくれるということがあります。そこで、小笠原の農業、漁業の前途についてどのような展望が持てるものか、ひとつ率直にお聞かせをください。たとえことについて、この機会に明らかにしてもらいたいと思います。

さらに、この計画にとつて決定的なのは財源の問題であります。したがつていま法務省について騒ぎを述べたように、自治省側に明確にしていただきたいと思うのですが、まあ確かに資料を前々からいただいています。この四十四年度小笠原諸島復興事業費総括表をずっと見てみました

が、これももちろん復興計画に基づく年次計画に見合う事業費ではない。この総括表を見てみますと、十割補助というのは港湾整備費だけであります。補助率の引き上げという附帯決議が衆議院でついたようですが、自治大臣としてはどの程度引き上げを展望されているのかお答えを願いたいと思うのです。

そしてこの法案の六条は、これ読み上げませんが、この六条で明確になっています。この点奄美の場合は、この法律の別表に補助対象補助率を以前提書いたわけですが、今回はどうしてそれを政令にゆだねたのですか。まさか自治省の干渉の余地を多く残したというふうに邪推しませんが、どうも対比してみるとどう考へざるを得ない点がある。

またこの法律案はですね、帰島する旧島民の生活の再建のため必要とする住宅資金、事業資金等について、長期低利の特別の融資措置を講ずることと、またこの点についても昨日衆議院で附帯決議がついているようですが、これは、たとえば帰島した住民が住宅を建設する場合でも、島では本土におけるよりも住宅建設単価も割り高になるといったことを考慮してのことだと私は思ひます。が、この附帯決議がいう特段の融資措置について、具体的に自治大臣はどのようにお考えしておるというようなことは全くございませんの

農林省に尋ねます。特別な融資措置といったと

ころで、融資を受ける住民の償還能力が私は前提になると思うのですね。そこで、小笠原返還協定第三条につきまして御質問がございましたけれども、御指摘の引き渡しという用語が三条一項に使つてありますのは、無償引き渡しを考えての用語でございまして、米側が当時使っておりました父島、硫黄島並びに南鳥島にあります施設並びに用地は無償で日本側に引き渡されております。ただし御指點を実は聞いておきたいと思うのです。

厚生省に尋ねますが、美濃部東京都知事は、観光開発という観点に立つて、一日も早く国立公園指定をといって叫んでおられるわけですが、厚生省はその要望に沿う用意があるのか、あるとすればその実現はいつごろになるのか、お答えを願いたいと思うのです。

○委員長(内藤善三郎君) ちょっと速記をとめ

#### [速記中止]

○委員長(内藤善三郎君) 速記を始めて。

○説明員(江藤淳雄君) 小笠原の返還にあたりまして、防衛庁としましては從来米軍がやっておりました仕事の肩がわりのためにいろいろな施設をつくったわけでございます。その際におきまして、どのような地区を飛行場にするとかあるいは港湾施設に使うかということにつきましては、総理府を中心にして政府機関の関係機関の協議によりまして、十分慎重に審議の結果、防衛庁が現在告示しておりますよろくなところを使用しておるのであります。しかし、その際におきまして東京都に対しましては、総理府を通じて、あるいは防衛施設と東京都の事務当局との間で十分協議しまして、現在のよほな地区を、国有地につきましては大蔵省の承諾を得、民有地につきましては暫定措置法の規定による告示によりまして、現在防衛庁は必要な程度のものを使用しておるのでありまして、特に東京都と全く連絡なしに現在の施設を使用しておるというようなことは全くございませんの

○説明員(大河原良雄君) 小笠原返還協定第三条につきまして御質問がございましたけれども、御指摘の引き渡しという用語が三条一項に使つてありますのは、無償引き渡しを考えての用語でございまして、米側が当時使っておりました父島、硫黄島並びに南鳥島にあります施設並びに用地は無償で日本側に引き渡されております。ただし御指點を実は聞いておきたいと思うのです。

これは日本側がその用途を認めまして買取ったものでございます。

○説明員(枇杷田泰助君) 小笠原諸島の土地の境地があることなのか。小笠原沿岸漁業がそれほど期待できないということを示すものなのか、その

厚生省に尋ねますが、美濃部東京都知事は、観

光開発という観点に立つて、一日も早く国立公園

指定をといつて叫んでおられるわけですが、厚生

省はその要望に沿う用意があるのか、あるとすれ

ばその実現はいつごろになるのか、お答えを願いたいと思うのです。

○説明員(江藤淳雄君) 小笠原の返還にあたりましては、ただいま御指摘のとおりあまり面積が進んでおらないわけでございまして、なお調査測量を続行する予定になつておりますが、私どもいたしましては、この程度では不十分であることは十分に承知をいたしております。したがいまして、本年度中に東京都と協力いたしまして、なほ調査測量を続行する予定になつておりますし、明年度以降も受け入れ体制を整えておられます。

したがいまして、なほ調査測量を続行する予定になつておりますし、明年度以降も受け入れ体制を整えておられます。

○説明員(宮澤弘君) 自治省関係のお尋ねについてお答え申し上げます。

最初に米軍から物品を購入した件の御質問がございましたが、自治省関係といたしまして購入を

いたしましたものは、現在ござります発電機でござりますとか、あるいは参りました人間が生活

をするために必要なベッドでござりますとか、そ

ういふもの六千数百ドルでございまして、予備費を使用して購入をいたしております。

それから財源について幾つかの点御質問がございました。

まず補助率の問題でございますが、ただいま御

質問がございましたように、予算的には大蔵省と

折衝をしたものをお出し申し上げております。法

律が通りますと、いかなる事業にいかなる補助を

するかということを政令できることにいたして

おります。補助率の問題、これはやはり奄美の先例等もございまして、都あるいは財政当局と十分相談をいたしまして、お示しを申し上げております。よろしく現在額になつておるわけでございます。

こういうふうに思つております。それから政令で定めておりますのは、御承知のように現在こういう種類のものは法律で定めておりまするものもござりますれば、政令で規定をしているものもございます。小笠原の件につきまして政令というふうに規定をいたしておりますのは、いろいろ現段階におきまして事業の実施の方法なり内容なりにつきまして調査を必要とするものかなおござります。そういう意味合いでおきましても、弾力的な措置ができるようにならうござりますが、政令といふことにいたしておるわけでござります。

それから住宅その他につきましての資金についての配慮、長期低利の資金を一体どういろいろうにして確保するか、こういう御質問でござりますが、私どもは来年度の要求をいたしまして、小笠原の復興につきましては小笠原開発事業団といふものを設けたいという要求をいたしております。事業団の仕事といたしましては、たとえば土地の問題でありますとか、そういうようなことも考え方でおりますが、あわせて帰島する島民の各種の生活資金——住宅も含めました生活資金についての貸し付けというようなことも考慮いたしております。幸いにして事業団といふものが成立をいたしましたれば、本事業団で相当程度、こういうものに付いて達成することができるのではないか、こういふふうに考えております。

○説明員（藤村弘毅君） 小笠原周辺の漁場につきましては、資源状態について見通しが若干甘かっただ点がございますけれども、本年度東京都が興洋丸という調査船を使いまして専門の調査員を乗せまして、現在資源調査、漁場調査等を中心に周辺の

○和田静夫君 最後に自治大臣伺いますが、小笠原復興がなるかならないかといふのは、私は何といつてもこれは土地問題だと思うのです。八〇%を占めているという国有地の使用について、大蔵省との間にどうもそこがあるよう思われてしかたがありませんが、復興事業については、国有地の提供等特段の配慮は必ず得られますか。土地の問題に触れて、六月十三日の衆議院の地方行政委員会で長野行政局長は、「地価の抑制」ということはどこでも非常にむずかしいことだとさいます。が、農地等につきましては交換分合等の特例を開いていただきまして、そうして農地を集団的に改良、改善を重ねていくことを考えたい。」と述べておられます。これはまさに私はそのとおりだと思いますが、この特別措置法案を早く実現することが肝要だと思います。といいますのは、たいへん驚いたのですが、長くなりますがからこそでは読みませんが、衆議院の論議の中で農部参考人は、すでに父島では七十七件、母島では百八十件の返還後の登記の変更があった。その中には、新聞でも伝えられましたが、浅草のてんぶら屋が広大な土地を買ったとか、レジャー産業がすでにこの土地を占めてしまつておるというようなことがすでに起こっているのです。このような土地投機的なものが進行すれば、復興計画にとって絶対必要な農地等の交換分合が私は困難になる。このことによつてこの計画がくずれることさえ考えられると思うのですが、このことについてどのように考へ、時期的にはいつごろ実現されるつもりか、最後にお尋ねしておきたい。

とはいま御指摘のとおりだと思っております。したがつて奄美の返還の際にはなかつた規定をことさら、国有財産を関係地方公共団体に対して無償貸与する。または時価より低い価格で譲渡する。無償及び時価よりも低い価格で譲渡し、または貸し付けることができるという条文を一つ入れてありますのは、けだし私どもの從来の奄美の復興その他から勘案しまして、御指摘のとおりの考え方方に沿うようにいたしたいと思ってこういう条文を入れておる次第でございます。いまお話の、今日まだ土地の査定がはつきりしないといふのいろいろ思惑があることも聞いております。これは着々実施しませんと、せつか帰島された方々がこの土地問題で非常にお困りになる、また将来の復興計画もやはり土地問題で行き詰まつてくるおそれがあるということを十分考えております。これらにつきましては御指摘のとおり、また私どもの気持ちも復興計画に沿うにはどうしてもこの土地問題の解決と申しますか、整備と申しますか、そういう点に力を置きたい、こう考えております。

して十年の案をまとめたというふうに新聞等でも承知をいたしております。御承知のようにこの法律が五年間の限時法にいたしておりますのは、小笠原諸島の現状にかんがみ、急速に国も力を入れて復興をはかる必要があるということで、一応五年といら期間を定めているわけでございます。おそらく東京都のほうが十年というような期間でいよいよ十年ぐらいかけないと一応の安定を見ないのではないかというお考えであろうと思ひます。提案をつくっておられる。私どももまだ説明を十分聞いておりませんけれども、私どもとしては、やはり十年ぐらいかかると一応の安定を見ないのではないかというお考えであります。したがいまして、十年とか五年という問題が起つてくるわけでございますが、私どもといいたしましては、五年間ということでの法律に基づきまして復興をはかりまして、なおその事態に応じて、法律をあるいは延長をするといふような必要がありまして、その際にまた国会の御審議を経てそういう措置をとりたい。とりあえず五年で急速に復興をはかっていきたい、こういうふうに考えているわけでございます。

も、ただ奄美は、十数万の人が住んでおりましたところが返ってきたし、小笠原は、ごくわずかの住民が住んでおりましたところが復帰をいたしました。しかも全島ほとんどジャングル化されていました。いろいろなところでございますので、事業の内容等につきましては相違が出てくるであろうと思思いますけれども、行政分離をされておりましたところにつきましては、考へ方ははかるという意味合いでおきましたと非常によいといふうに思つております。

○阿部憲一君 四項についての質問が、小笠原諸島の……。

○政府委員(宮澤弘君) 一つ御答弁を漏らしておりましたが、第二条の「旧島民」というのを昭和十九年三月三十一日に小笠原諸島に住所を有していた者と云々といふうに規定をいたしておりましたのは、御承知のように、戦争の末期におきました御承知のよう、強制引き揚げになつて小笠原諸島におりました者が、そのときの時点を押えておるわけでございます。

○阿部憲一君 最後に一つ大臣にお伺いいたしましたが、ことしの七月、衆議院の地方行政委員会で美濃部都知事は、政府に対しまして早急に国立公園に指定し、無秩序な観光開発を防ぐということと、もう一つは、土地の売買を何らかの形で規制するということ、もう一つ、旧島民の帰島にあつて無秩序に帰島をさせてはいけない、こういふ意見を述べておりますが、大臣はこの点についてどのように考えておりますか。

○國務大臣(野田武夫君) これはいま御指摘になりました東京都知事の発言の内容ですが、私どもも大体同感であります。やはりあの小笠原を復興する場合に、小笠原産業計画の一環ですか、やはり観光資源として小笠原を活用する、観光事業をやる、これは当然われれも考へなければならぬと思います。また国立公園ということにつきましても、厚生省で十分お考へ願つて、われわれもひとつそういう方向に持つていきたいと努力したいと思っております。

それから土地を無秩序にかき回すようなことは、先ほどお話を出ましたとおり、土地といふものはやはり基本でござりますから、土地の問題が乱れておりましては、やはり帰島されましてもこれはかなり困難であることは常識でござります。これらはどういう計画をどうしてやるかといふことは、この法案が通りますと非常にやりやすいのです、打ち明けた話が。ここでやはり東京都の原案が出てまいります。審議会もあります。また、われわれも強力にこれが推進ができる法案が出ますと非常にやりやすい、御承知のとおり、それから先ほど五ヵ年計画、十ヵ年計画の相違という話がございましたが、これは私どもは、むしろ非常に社会情勢が変化いたしておりますと、これから小笠原の計画をやります場合、これはやはり全國総計画の中の一環としてやる必要があります。だから十年、二十年と考える必要はない。五ヵ年計画にいたして一応やる。次に延長する。これはいろいろな場合に延長いたしております。何も東京都が十ヵ年といつても、われわれはむしろ五ヵ年計画でやつたほうが推進力が強くなる。そうして少し延ばしてまいる。何ものんびりしたことを考へる必要はない。

それから財源を相当やりますから、東京都のいわれておる三百九十億円ができるかどうか、これについてはそのときの事情によって、内容によって必要なものには出ますが、必要でないものは出さない。最初からコンクリートにつくらぬで、できだけ進める。こういう考え方でございます。

○委員長(内藤善三郎君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(内藤善三郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(内藤善三郎君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(内藤善三郎君) それはこれより討論に入ります。御意見のお

す。——別に御意見もないようでござりますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(内藤善三郎君) 本件は、御異議ございません。

これを地方団体に交付することにより、地方団体の給与改定財源を付与することとし、この借り入れについては、昭和四十五年度において全額償還することとしております。なお、今後年度内に地方交付税の増加がある場合は、所要の調整を行なうこととしております。

以上が昭和四十四年度分の地方交付税の特例等に関する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞすみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○竹田四郎君 まず最初にちょっとお聞きしたい  
す。質疑のおありの方は順次御発言を願います。

りりますが、四十四年度の当初の地方財政計画で手

等を含めてたしか八百五十億ぐらいは措置をしてあると思うんですけれども、今度の一〇・二%の

国に準ずるところのペースアップを地方公共団体がやるということになりますと、一体総額どのく

らしくはなつて、その財源は、一体どういうふうになるか、その点をまず御説明いただいて、それから次の質問に入りたいと思います。

○政府委員(長野士郎君) 今回の給与改定に伴いまして、地方団体の関係におきましても国家公務員に亘る一文三・三割

十二億円必要だということに相なるのであります  
には、全体といたしまして所要額は一応千七百七  
員に準じて改定を行なうこといたしました場合

が、これに対しまして義務教育の関係の国庫負担金でありますとか、補助職員に対する補助金であ

が三百四十一億円ございます。したがいまして、  
そういうものを除きまして、一般財源における所

要額は千四百三十一億円、こういうことに相なつておられます。先ほどお話をございました、本年当初におきまして財政計画上措置をしておりますものが九百五十億円ございます。したがいまして、一千四百三十一億円の中九百五十億円が措置済みで

○竹田四郎君 二百億円を借り入れるということでありますけれども、実際にはおそらくことございますと、交付団体分が三百七十億円、不交付団体分が百十一億円、こういうことに相なります。

○竹田四郎君 その三百七十億ですね、それをどういうふうにするのか、二百億円は借り入れるとして、あらうなるのか、その辺少し御説明願いたいと思います。

○政府委員(長野士郎君) 三百七十億円、百十一億円でございますが、その中、従来から給与改定をやりました際に、法人関係税等の自然増の見込まれます部分につきましては、その一部を見込込んでいくということを通常の例といたしております。その関係におきまして、交付団体分で百二十億円、不交付団体分で百二十五億円、二百四十五億円といふものを法人関係税の増収分として見込んでおります。それから節約、これはまあ国家公務員の給与改定におきましても、国の場合にも本年当初に節約をうたつておりますが、さらにもた節約をしていくというようなことがございますので、地方の場合にも本年当初に節約をするとしておりますけれども、やはり節約を立てることとしております。しかし地方の場合には、住民の生活に直結する行政が多いわけでございますから、簡単に国と同じような節約が立ちません。したがいましてその割合を落としておりますが、そういうふう節約を立てまして、交付団体分で五十億円、不交付団体分で十五億円、合計六十五億円の節約を立てるにいたしております。そういうことにいたしました関係上、交付税の要措置額といましましては、交付団体分三百七十億円の中、法人関係税百二十億円、節約額五十億円、都合百七十億円を引きました二百億円につきまして今回普通交付税の増額の措置をはかりまして、交付団体に対する給与改定の財源措置といったいたい、こういうことでございます。

しの地方交付税算定基礎になるべき国税三税の額を入見込みといふのはかなり当初の算定よりもおなじく多くなつてゐるのぢやないかといふにねは思ひますけれども、そういう意味で、むしろ二百億を借り入れるのぢやなしに、当然それはこの機会に私は追加補正によつてその二百億というふうにねは生み出すべきぢやないか、こういうように思ひますけれども、その辺は私のほうでも国税三税の伸びが具体的にどのくらいになつてゐるのか、この点はわかりませんけれども、基本的にはそういうふうな立場で進めるべきではないかと思うのですが、どうなんですか。

○政府委員(長野士郎君)　いま申し上げましたように、法人関係税の自然増収というものが相当あるのではないか、私どもも見込み得るものだと、ふうに思います。国民総生産の伸びは本年におきましてたしか名目で一四・四%ということを推定をしておつたわけでござりますけれども、最近では、推定でございますが、一八%をこえるといふふうなこともいわれておりますから、そういう関係では相当関係税における自然増というものが出てくるといふことは予想されておるわけであります。なお、現在その点ではんとうの見込みといふものがまだ十分立つ段階には至つておりませんけれども、そういうことで、今回の措置におきましても地方公務員の給与改定につきましてはそういふ自然増収の一部を見込んでおりますが、考え方として、給与改定におきまして、従来多くの場合には国家公務員の給与改定につきましては、國のほうで所要の財源措置が必要である。そういう場合に、國としても増額の補正予算を組むということを行なわれました。その場合に、あわせて地方につきましても交付税の増額措置をはかりまして、そうして給与改定を行なつたということになつておりますが、今回は國家公務員につきまして経費の節約、予算の組みかえということでやつていて、上、地方だけが國の補正予算の増額ということの措置を講じていくということに相ならなかつたわ

けでございます。そういうことでございますが、従来公務員の給与改定につきまして、地方の場合には補正予算の増額による交付税の増によって措置をする場合もございましたし、また借り入れによつてまかなつていくという場合もあつたわけあります。まあ今回は、そういうことで総額三百億円を国から借り入れるということによつて一応措置をいたしました。ただ、今後この二百億円を四十五年度返済することにいたしておりますけれども、今後において交付税の増額措置が考えられますような場合には、それはそれで調整していく、こういう考え方をとつております。

○竹田四郎君　たいへん時間を責められておりますので、非常に大切な私は部分だらうと思いますので、私の意見をここで若干申し上げて次に移つていただきたいと思いますが、実はこの前の国会でも地方交付税の大蔵省との財源調整の問題というのは、かなり地方財政を考える場合に大きいポイントになつたわけであります。こういうような措置をとるということは、私は今後の地方自治体を守る財源を確保する上では非常に心配があるわけです。また大蔵省に一本取られてしまつて、地方のほうが苦しめられるような問題も決して含んでいないわけではなかろうと思ひます。そういう意味で、こういう措置をとつたということは非常に不満であります。

それから経費の節減で五十億円を生み出すといふわけでありますが、これも具体的にどういう面でどういふうに生み出すのか、しかも不交付団体に対しても経費の節減を十五億円やるということも、これは地方交付税に関連してこういふやうなことをしていくということは私はよくないことである。こういうふうに思つておりますけれども、これについても議論をしてもしかたがないと思います。

その次に移つていただきたいと思いますが、一体今度の、地方自治体の中で国に準じてやっていくこと

いうところ、あるいは国の基準以上にやるというところ、あるいは国の基準に満たないところ、これはまだ全部交渉が済んでおらないと思いますが、いまわかつてある範囲で、一体これはどんな状況になつておりますか、お知らせ願いたいと思います。

○政府委員(宮澤弘君) 新聞等に一、二伝えられておりますけれども、まだちょっと現状はわかりません。

○竹田四郎君 私どもは、この人事院勧告に基づいて、都道府県あるいは指定都市その他において、おそらく人事委員会でも人事院の勧告に似て五月実施とすることを出しているだらうと思います。そういう意味では、五月実施の財源を自治省が組まないということは私ども非常に残念だと思ひます。これは当然各都道府県、指定都市の人事委員会でもそういうことを人事院と同じような勧告を出しているといならば、一番末端のそつした機関といふものは当然人事委員会の勧告に従つてやるべきである。それをいたずらに国に準じさせていくといふことは地方自治の本旨にも私はもどる問題であらう。こういふうに思うわけでありますが、実際に国の基準よりもオーバーした場合、これは何らかの、いままでは特交その他においていろいろ措置をするというおどかしを自治省はよくやつたものでありますけれども、そういう場合には一体どうするのか、その点を明確にしておきたいと思います。

○政府委員(宮澤弘君) 私どもは、まだちょっと現状はわかりません。

○竹田四郎君 私どもは、この人事院勧告に基づいて、都道府県あるいは指定都市その他において、おそらく人事委員会でも人事院の勧告に似て五月実施とすることを出しているだらうと思います。そういう意味では、五月実施の財源を自治省が組まないということは私ども非常に残念だと思ひます。これは当然各都道府県、指定都市の人事委員会でもそういうことを人事院と同じような勧告を出しているといならば、一番末端のそつした機関といふものは当然人事委員会の勧告に従つてやるべきである。それをいたずらに国に準じさせていくといふことは地方自治の本旨にも私はもどる問題であらう。こういふうに思うわけでありますが、実際に国の基準よりもオーバーした場合、これは何らかの、いままでは特交その他においていろいろ措置をするというおどかしを自治省はよくやつたものでありますけれども、そういう場合には一体どうするのか、その点を明確にしておきたいと思います。

○政府委員(長野士郎君) 給与改定に伴いまして毎年国家公務員に準じて給与改定を行ないます場合にも、現在の公務員の個々の団体におきましてはすでに国家公務員の改定後の給与水準を上回つておるところもあるわけであります。そういうものにつきましてはやはりその事情を勘案しながら適正化をはかるようにといふことは、これは自省としましての指導の一つの方針といたしておるのでござります。財源措置といったしましては国家公務員に準ずるものをお考へておるわけでございまして、それにつきまして給与關係におきまして國

家公務員よりも高い給与を、高い手当その他のものを出しているということになります場合には、給与問題、給与秩序といふものについての波及したがつて特別交付税の算定というときの原因の中からはそういう要素というものは引いて考えるというのが従来の考え方でござります。今後も私どもはそれを踏襲していくたい、こう考えております。

○千葉千代世君 國連質問。いま財政局長は、國家公務員より地方公務員のほうに上回つておるのをおつしやつたのですけれども、それにはそれはなりの事情と、それから上回つておる過程と、いろいろあるわけなんですが、それはきょうは私はやめます。

いま伺いたいのは、不交付団体の十五億節約の件に関連してすけれども、先ほどの御答弁の中に、國の大体の方針は六月実施と、それよりも上回つて五月実施のところが幾つあるかわからぬとおつしやつたわけなんです。新聞報道に一、二あるようだとおつしやつたのですが、自治省の見解としてそういうところに対してもめさせるように指導する云々といふことばは違いますが、そういう新聞には載つておつたわけなんです。それでも自治省は知らないとおつしやるのかどうか。それからもう一つ、具体的に東京都の例なんですが、それから委員が指摘したように、人事院の勧告、同じように東京都の人事委員会が五月実施といふことを都に勧告した。それを忠実に予算の上にあらわして都議会でこれを議決して、それでからもう一つは、今回でなくして、昨年あつたところではないといふうに私は考えております。

○千葉千代世君 國連質問。いま財政局長は、國の本旨に基づいてやつておるといふことに対しても、そうあれこれ言ふ必要はないと思うのですけれども、これについて見解を伺います。時間がなきひまは答弁だけ聞いておきます。

○委員長(内藤善三郎君) ちょっとと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(内藤善三郎君) 速記をつけて。

○政府委員(宮澤弘君) ただいまの御質問でございますが、地方公務員法の規定によりまして、やはり地方公共団体の給与は国家公務員に準ずるといふことになつております。私どもは、今回の給与改定の時期等も国家公務員に準じてやつてもらいたい。

以上であります。

○政府委員(長野士郎君) 六百九十億円をいま返

しておれば当然またえますが、最初に貸さなかつたらどうか。貸さなかつたらほかの事業に回りますから、やはりまかねないと考えます。

それから年度間調整その他の問題については、

現在いろいろ言われておりますけれども、あい

いきまつもありますので、なお慎重に検討いた

したい。あくまで地方自治体の自主的な立場を失

わないという方向で慎重に検討いたしたいと思

います。

○委員長(内藤善三郎君) 他に御発言もなけれ

ば、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(内藤善三郎君) 御異議ないと認めま

す。

○阿部憲一君 時間もないで一言だけ御質問申し上げますが、この特例措置は、本年度国に六百九十九億の貸しがありましたのですが、それがな

かたなならば給与改定分は十分まかなえたんじやないかといふことでございますが、その点をお伺いしたい。

○政府委員(長野士郎君) 六百九十億円をいま返して、このプラスアルファは夏期手当の何ヶ月分、あるいは越年の、いまのボーナスについて五月に付税の国との年度間調整については来年度も行なうかどうかということ。

もう一つ、大蔵省は来年の予算編成につきまして、地方交付税交付金の年度間調整と、これに関連して地方債の削減や、道路、河川等の国庫補助率の引き下げ等を意図しているようございます。それからもう一つは来年の問題ですが、地方交

付税の国との年度間調整については来年度も行なうかどうかということ。

昭和四十四年度分の地方交付税の特例等に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙

手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(内藤善三郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○熊谷太三郎君 私は、ただいま可決されました法案に対し、各派共同による附帯決議案を提出いたします。

趣旨説明を省略し、案文を朗読いたします。

#### 昭和四十四年度分の地方交付税の特例等に

関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、国家公務員に準じて実施される地方公務員の給与改定に関する問題では、人事院勅令の趣旨を尊重し、その完全なる実施と、実施に必要な財源について充分なる措置を講すべきである。

以上であります。何とぞ委員各位の御賛成をお願いいたします。

○委員長(内藤善三郎君) 熊谷君提出の附帯決議案について採決を行ないます。  
熊谷君提出の附帯決議案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(内藤善三郎君) 総員挙手と認めます。

よつて、本附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの附帯決議に対し、野田自治大臣から発言を求められております。この際、これを許します。野田自治大臣。

○国務大臣(野田武夫君) ただいまの附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、明年度までに検討を尽くしてまいりたいと存じます。

○委員長(内藤善三郎君) なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(内藤善三郎君) 御異議ないと認め、さ

よう決定いたします。

#### ○委員長(内藤善三郎君) 次に、昭和四十二年度

及び昭和四十三年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律

等の一部を改正する法律案を議題といたします。

提案理由の説明を聴取いたします。野田自治大臣。

○國務大臣(野田武夫君) ただいま議題となりました昭和四十二年度及び昭和四十三年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案について、その提案理由とその概要を御説明申し上げます。

政府は、恩給の年額を増額するため、恩給法等の一部を改正する法律案を今国会に提出し、御審議を願っておりますが、これに伴い地方公務員の退職年金制度についても、恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるとともに、地方団体関係団体職員共済組合が支給する年金の額を地方公務員にかかる年金の額の改定措置に準じて改定する必要があります。このほか、増加退職料等の受給権の基礎となつた期間の組合員期間への通算等に關し改善を加えるとともに、掛金及び給付の算定の基礎となつている給料の最高限度額を引き上げる等の必要があります。これがこの法律案を提出した理由であります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一は、地方公務員共済組合が支給する地方公務員等共済組合法の規定による退職年金等について昭和四十三年度において実施いたしました年額の引き上げ、すなわち、いわゆる二万円ベースの引き上げにより算定した額の四四%増額の措置につきまして、今回その率に改め、七三・七六%とする

うち六十五歳未満のものにつきましては、昭和四十四年十月分から同年十二月分までは、その三分の一に相当する金額の支給を停止することとしております。

第二は、地方公務員等共済組合法の規定による退職年金または遺族年金のうち長期在職者に支給するもの及び廃疾年金の最低保障額を引き上げることとするほか、公務上の年金につきましても増加恩給の額の引き上げに伴つてその最低保障額を引き上げることとしております。

第三は、地方公務員等共済組合法に基づく掛金及び給付の算定の基礎となる給料の最高限度額を十一万円から十五万円に引き上げることとしております。

第四は、増加退職料等の受給権を有する組合員につきまして、増加退職料に併給される普通退職料の受給権のみを消滅させ、増加退職料は組合員として在職する間ににおいてもその支給を受けることができるようになりますとともに、その基礎となつた年金条例職員期間は組合員期間に通算して退職年金等を支給するよう特例措置を設けてその取り扱いを改善することとしております。

第五は、昭和二十年八月八日まで外国政府または外国特殊法人に雇用人として引き続き勤務していた者で内地に引き揚げ後地方公務員等共済組合法の施行の日まで引き続き職員として在職していながら、厚生年金と同一にすべきであると思うが、どうか。

○委員長(内藤善三郎君) これより質疑に入ります。質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○山本伊三郎君 私は説明は省きます。概要だけを申し上げまして、政府の簡単な所信を開かせていただきたいたいと思います。

問題の長期給付財源国庫負担の増額問題、もう一つは質疑の方は順次御発言を願います。これについて、われわれはどうしても厚生年金と同一にすべきであると思うが、どうか。

○委員長(内藤善三郎君) それから年金のスライド制はすでに年金制度の本質でありますので、ぜひやるべきであると思うが、どうか。

市町村共済の短期掛け金の上限を考えるべきであると思うが、この点どうか。

それから給与年額については緩和措置をしなければならぬ。これは附帯決議を出しますけれども、この問題についてはどううか。

以上四点について政府の所信を聞きたいと思います。

○政府委員(宮澤弘君) 第一の長期給付に要する公的負担の割合の問題でございますが、お説のとおりでございますので、私どもせひそういう方

にて努力をしてまいりたいと思います。

して二十年をこえることとなるものに対して地方団体関係団体職員共済組合が特例退職年金を支給する場合の制限を撤廃し、恩給または共済年金の受給権を有する者につきましても支給することとしております。

第八は、地方団体関係団体職員共済組合が支給する退職年金等につきまして、その年金額を地方公務員共済組合が支給する退職年金等の年金額の引き上げ措置に準じて引き上げることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(内藤善三郎君) これより質疑に入ります。質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○山本伊三郎君 私は説明は省きます。概要だけを申し上げまして、政府の簡単な所信を開かせていただきたいたいと思います。

問題の長期給付財源国庫負担の増額問題、もう一つは質疑の方は順次御発言を願います。これについて、われわれはどうしても厚生年金と同一にすべきであると思うが、どうか。

○委員長(内藤善三郎君) それから年金のスライド制はすでに年金制度の本質でありますので、ぜひやるべきであると思うが、どうか。

市町村共済の短期掛け金の上限を考えるべきであると思うが、この点どうか。

それから給与年額については緩和措置をしなければならぬ。これは附帯決議を出しますけれども、この問題についてはどううか。

以上四点について政府の所信を聞きたいと思います。

○政府委員(宮澤弘君) 第一の長期給付に要する公的負担の割合の問題でございますが、お説のとおりでございますので、私どもせひそういう方

それから二番目の遺族給付を受ける遺族の範囲の拡大、これも御指摘の御趣旨ごもつともござりますので、そういう方向で考えていきたいと思います。

### それから第三の年金のスライド制の実施の問題

は、これは公的年金制度すべてに通ずる問題で、御承知のように政府関係でいろいろ検討いたしておりますが、いろいろ問題点が出ておりますが、方向といましてはやはりそういう方向で考えることが必要であるうと思つております。

それから四番目の短期給付に対する地方公共団体の補助の問題、これは数年来の問題で、やはりだいぶ事態が切迫いたしておりまして、これにつきましては前向きで検討をしてまいりたいと思います。

それから最後の退職年金制度の給与年額の取り扱いの是正の問題でございますが、これは御承知のように四十二年度の法改正からそういうことになつております。この際さらに政府としてその

点につきまして、法律改正をいたしますことにつきましてはいろいろ議論がござりますけれども、しかしこの点につきましても、なお今後十分検討させていただきたいと思います。

○委員長(内藤善三郎君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(内藤善三郎君) 御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もないようですが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(内藤善三郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もないようですが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(内藤善三郎君) 御異議ないと認めます。

それはこれより採決に入ります。

昭和四十二年度及び昭和四十三年度における地

方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案を開題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

### 〔賛成者挙手〕

○委員長(内藤善三郎君) 総員挙手と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○山本伊三郎君 私は、ただいま可決されました法律案に対し、各派共同による附帯決議案を提出いたします。趣旨説明を省略し、案文を朗読いたします。

昭和四十二年度及び昭和四十三年度における地方公務員等共済組合法の規定による年

金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行にあたり、特に左の諸点に検討を加え、すみやかにその実現をはかるべきである。

一、地方公務員共済組合の短期給付にかかる組合員の負担を軽減するため、国の財源措置に

よつて、組合員の掛け金率が一定限度を越えないよう措置すること。

二、遺族給付を受ける遺族の範囲については、

実情に即して、すみやかに是正措置を講ずること。

三、退職年金等のスライド制については、最近の物価、賃金等の上昇状況にかんがみ、早急に実現をはかるよう措置すること。

四、退職年金等の算定の基準となる退職年金条例の給料年額の算定方法については、その緩和措置の実現に努力すること。

五、年金制度施行前における市町村の吏員及び雇用人であった期間で地方公務員共済制度の施行日に引き続いているものについても、

すみやかに退職年金額の算定の基礎となる職員期間として組合員期間に通算する措置を講ずること。

六、短期給付制度を適用しない共済組合及び団

体共済組合についても福祉事業を行ない得るよう措置すること。

七、住宅供給公社の職員について、団体共済組合制度の適用を検討すること。

以上でございます。何とぞ委員各位の御賛成を

よろしいいたします。

○委員長(内藤善三郎君) 山本君提出の附帯決議案について採決を行ないます。

山本君提出の附帯決議案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(内藤善三郎君) 総員挙手と認めます。

よつて、本附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの附帯決議に対し、野田自治大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。野田自治大臣。

○国務大臣(野田武夫君) ただいまの附帯決議につきましては、御趣旨に沿つて善処いたします。

○委員長(内藤善三郎君) なお、本院規則第七十一条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(内藤善三郎君) 御異議ないと認めさせます。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十一分散会

第一条 この法律は、新東京国際空港の周辺地域に於ける公共施設その他の施設の計画的な整備を促進するために必要な国の財政上の特別措置について規定するものとする。

(空港周辺地域整備計画の決定等)

第二条 千葉県知事は、新東京国際空港の周辺地域に於ける公共施設その他の施設の整備に関する計画(以下「空港周辺地域整備計画」という。)の案を作成し、これを自治大臣に提出しなければならない。この場合において、千葉県知事は、あらかじめ、関係市町村の長の意見をきかなければならぬ。

第三条 空港周辺地域整備計画は、次に掲げる施設の整備の目標、整備に關する事業の概要及び経費の概算について定めるものとする。

1 一 道路

2 二 生活環境施設

3 三 教育施設

4 四 消防施設

5 五 農地及び農業用施設

6 六 前各号に掲げるもののほか、新東京国際空港の周辺地域の整備を促進するために特に必要と認められる施設

3 自治大臣は、第一項の規定により空港周辺地域整備計画の案の提出があつた場合には、遅滞なく、これを当該空港周辺地域整備計画の案について関係がある行政機関の長に通知するものとする。

4 自治大臣及び次条第一項の主務大臣は、空港周辺地域整備計画の案に基づき、協議により空港周辺地域整備計画を決定する。

5 自治大臣は、空港周辺地域整備計画の決定があつたときは、これを千葉県知事に通知しなければならない。

第六条 前各項の規定は、空港周辺地域整備計画を変更する場合について準用する。

新東京国際空港周辺整備のための国財政上の特別措置に関する法律案

十一月二十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、新東京国際空港周辺整備のための国財政上の特別措置に関する法律案

新東京国際空港周辺整備のための国財政上の特別措置に関する法律案

(国の負担又は補助の割合の特例)  
第三条 前条第四項の規定により決定された空港

2 周辺地域整備計画に基いて行なわれる事業別表に掲げるもののうち、自治大臣が主務大臣及び大蔵大臣と協議して指定するものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。  
前項に規定する事業が首都圏及び近畿圏の近

備計画に基づく事業に係る国の負担金又は補助金のうち昭和五十四年度以降に繰り越されるものについては、第三条及び第五条の規定は、この法律の失効後も、なおその效力を有する。  
(自治省設置法の一部改正)  
一　自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。  
第四条第一項第十三号の五の次に次の一号を加える。

**十三の六 新東京国際空港周辺整備のための  
國の財政上の特別措置に關する法律(昭和  
四十四年法律第 号)の施行に關する  
事務を行なうこと。**

第十二条中第十七号を第十九号とし、第十六号の二を第十八号とし、第十六号の次に次の二号を加える。

十七 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の施行に関する事。

(首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一  
部改正)

第五条 第三条第二項の規定により國が負担し又は補助することとなる額の交付その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則  
1 (施行期日)  
この法律は、公布の日から施行する。  
(この法律の失効)  
2 この法律は、昭和五十四年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、空港周辺地域整

の国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十四年法律第 号）第三条の規定の適用を受けるものに係る国の負担割合については、前条の規定にかかわらず、同法同条の規定を適用する。

十二月一日日本委員会に左の案件を付託された。  
（予備審査のための付託は同日）

**第一条** 昭和十四年度に限り、同年度分として交付すべき地方交付税の総額は、地方交付税法

事業区分		分担割合	
市	町	市	町
道路法第一条第一項に規定する道路の改築で政令で定めるもの	道路法第一条第一項に規定する道路の新設又は改築で道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)第二条第一項に規定する道路整備五箇年計画に基づくものの(次に掲げるものを除く。)	道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第二条第一項に規定する道路の新設又は改築で道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)第二条第一項に規定する道路整備五箇年計画に基づくものの(次に掲げるものを除く。)	四分の三
三分の二	十分の八	十分の八	三分の二

（予備審査のための付託は同月）

十一月一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和四十四年度分の地方交付税の特例等に  
関する法律案

一、昭和四十二年度及び昭和四十三年度における  
地方公務員等共済組合法の規定による年金  
の額の改定等に関する法律等の一部を改正す  
る法律案

一、小笠原諸島復興特別措置法案

昭和四十四年度分の地方交付税の特例等に関する  
法律案

昭和四十四年度分の地方交付税の特例等に  
する法律

（昭和四十一年度分の地方交付税の特例）

生活環境施設		下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条 第二号に規定する下水道の設置又は改築		市 市 県 町 町 十分の五・五	
教育施設		義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)第二条に規定する義務教育 諸学校のうち公立の小学校又は中学校の建物の新築、増築又は改築		市 市 県 町 町 十分の五	
消防施設		消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)第三条に規定する消防の用に供する機械 器具及び設備の購入又は設置		市 市 県 町 町 十分の五	
農地及び農業 用施設	土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業のうち國營土地改良事業又は水資源開発公団が行なう次に掲げる事業に関連して行なうもの	水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百八号)第十八条第一項第二号に規定する水資源開発施設の新築(かんがいに係るものに限る。)	国 以外 の 者 百分の六十五	市 市 県 町 町 十分の五	十分の五・五
		水資源開発公團	百分の七十五	百分の六十五	百分の七十五

の地方種類		経費の種類	測定単位	単位	費用
二	一 警察費	1 土木費	警察職員数	一人につき	一、四〇四、一〇〇〇〇円
1	2 河川費	2 河川費	道路の面積	一平方メートルにつき	五〇八六六
(1)	(1) 経常経費	(1) 経常経費	河川の延長	一メートルにつき	八五七〇〇
(2)	(2) 投資的経費	(2) 投資的経費	河川の延長	一メートルにつき	一一五六〇
3 港湾費	3 港湾費	3 港湾費	港湾（漁港を含む）における係留施設の延長	一メートルにつき	一六四〇
4 費	4 その他の土木費	4 その他の土木費	港湾（漁港を含む）における外郭施設の延長	一メートルにつき	一〇九〇〇
(1)	(1) 経常経費	(1) 経常経費	人口	一人につき	一、六九〇〇〇
(2)	(2) 投資的経費	(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、六九〇〇〇
三 教育費	1 小学校費	1 小学校費	長海岸保全施設の延長	一人につき	六六七、一〇〇〇〇
2 中学校費	2 中学校費	2 中学校費	教職員数	一人につき	一一六、五〇〇〇〇
3 高等学校費	3 高等学校費	3 高等学校費	学校数	一校につき	六四〇、三〇〇〇〇
経常経費	経常経費	経常経費	教職員数	一人につき	一一六、五〇〇〇〇
教職員数	教職員数	教職員数	学校数	一校につき	一一四九、〇〇〇〇〇
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一一四九、〇〇〇〇〇



2 1

この法律は、公布の日から施行する。  
四十四年改正法附則第五項の規定により算定した昭和四十四年度分として交付すべき地方交付税の総額が増加することとなつた場合において、その増加額の百分の九十四に相当する額が二百億円未満であるときは、第一条第一項及び第二項並びに第二条中「二百億円」とあるのは、「二百億円から同項の規定により算定した昭和四十四年度分として交付すべき地方交付税の総額が増加することとなつた場合におけるその増

(昭和四十五年度分)の地方交付税の総額の特例  
第二条 昭和四十五年度に限り、同年度分として  
交付すべき地方交付税の総額は、四十四年改正  
法附則第五項の規定にかかわらず、同項の規定  
により算定した額から二百億円を減額した額と  
する。

面積	一平方キロメートルにつき	九四〇〇〇〇	九五〇〇〇〇	一三一、九四〇〇〇〇
災害復旧費	災害復旧事業費の 財源に充てるため 地方債に係る元利 償還金	千円につき	二五〇〇〇〇	一一一、九四〇〇〇〇
特定償償還費	公共事業費等特 定の事業費の財源 に充てるため發行 された地方債に係 る元利償還金	千円につき	一一〇〇〇〇	一一一、九四〇〇〇〇
辺地対策事業費 償還費	辺地対策事業費の 財源に充てるため 地方債に係る元利 償還金	千円につき	八〇〇〇〇〇	一一一、九四〇〇〇〇
特別事業債償還 費	公共事業費等特 定の事業費の財源 に充てるため發行 された地方債を許可 した額	千円につき	一一〇〇〇〇	一一一、九四〇〇〇〇
十 費	十 費	十 費	十 費	十 費

下に「、第二十四項の規定によるほか」を加える。

附則第十五項中「規定による」の下に「昭和三十九年度の」を加える。

昭和四十二年度及び昭和四十三年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年度及び昭和四十三年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律

第一条第一項中「次項」の下に「及び次条第一項」を加え、「以下この条において同じ」を「以下この条及び第三条の二において同じ」に改め、同条第三項中「昭和四十三年十月分以後」を「昭和四十三年十月分から昭和四十四年九月分までに改め、同条第六項中「次項」の下に「及び次条第五項」を加え、同条第八項中「(昭和四十一年法律第二百二十三号)」を削り、同条の次に次的一条を加える。

第一条の二 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で昭和四十四年九月三十日において現に支給されているものについて準用する。

昭和四十二年度及び昭和四十三年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律

(昭和四十二年度及び昭和四十三年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十二年度及び昭和四十三年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律の一部の改定等に関する法律の一部改正)

題名中「及び昭和四十三年度」を「昭和四十年度及び昭和四十四年度」に改める。

第一条第一項中「次項」の下に「及び次条第一項」を加え、「以下この条において同じ」を「以下この条及び第三条の二において同じ」に改め、同条第三項中「昭和四十三年十月分以後」を「昭和四十三年十月分までに改め、同条第六項中「次項」の下に「及び

次条第五項」を加え、同条第八項中「(昭和四十一年法律第二百二十三号)」を削り、同条の次に次的一条を加える。

第一条の二 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で昭和四十四年九月三十日において現に支給されているものについて準用する。

昭和四十二年度及び昭和四十三年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律

第一条の二 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で昭和四十四年九月三十日において現に支給されているものについて準用する。

二の二の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定給料を求め、その額で別表第一の三の上欄に掲げるものに対応する部分の金額又は旧長期組合員期間と対応する部分の金額との差額の三分の一に相当する金額の支給を停止する。この場合においては、前条第三項後段の規定の下欄に掲げる仮定給料を求めた」と読み替えるものとする。

第一条第一項の規定は、前各項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十四年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。ただし、退職年金又は遺族年金については、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が退職年金を受けける最短年金限に満たない場合は、この限りでない。

2 次の各号に掲げる年金については、前項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十四年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。ただし、退職年金又は遺族年金については、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が退職年金を受けける最短年金限に満たない場合は、この限りでない。

3 前条第五項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について適用する。

4 第一項又は第二項の規定により年金額を改定された年金のうち、退職年金又は遺族年金(妻、子又は孫に係るもの除く)で六十五歳未満の者に係るものについては、昭和四十四年十二月分(これららの年金を受ける者が同年十一月三十日までに六十五歳に達した場合に、その達した日の属する月分)までは、改定年金額のうちその計算の基礎となつた年金条例職員期間又は旧長期組合員期間に対応する部分の金額と従前の年金額のうちその計算

の基礎となつた年金条例職員期間又は旧長期組合員期間に対応する部分の金額との差額の三分の一に相当する金額の支給を停止する。この場合においては、前条第三項後段の規定は施行法第十三章の二の規定を適用して算定した額に改定する。

5 前各項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等で昭和四十四年九月三十日において現に支給されているものについて準用する。

6 前条第九項の規定は、前各項の規定により年金額を改定する場合について準用する。

第二条中「前条」を「前二条」に、「同条」を「これら」に改める。

第三条中「第一条」の下に「及び第一条の二」を加え、同条の次に一条を加える。

(地方団体関係団体職員共済組合の年金の額の改定)

第三条の二 地方団体関係団体職員共済組合の組合員であつた者に係る新法第十二章の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和四十四年九月三十日において現に支給されているものについては、同

年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる仮定新法の給料年額又は仮定退職時の給料年額をそれぞれ新法第二百四十三条第一項第七号又は同項第六号に規定する給料年額若しくは新法の給料年額又は退職時の給料年額とみなし、新法第十二章又は施行法第十三章の二の規定を適用して算定した額に改定する。

一 仮定新法の給料年額 昭和三十五年三月

三十日において施行されていた地方団体関係団体の職員の給与に関する規程（以下この条において「旧給与規程」という。）がその者の退職の日まで施行されていたとしたならばその者が旧給与規程の規定により受けるべきであつた給料に基づき、新法第二百条の計算の基礎となるべき給料を求め、その給料の額を基礎として同条及び施行法第二百四十三条第二項の規定により算定した給料年額に一・七三七六を乗じて得た額をいう。

二 仮定退職時の給料年額 旧給与規程がその者の退職の日まで施行されていたとしたならばその者が旧給与規程の規定により受けるべきであつた給料を基礎として、施行法第二百四十三条第一項第六号に規定する給料に相当する額を求める、その額に対応する別表第二の下欄に掲げる仮定給料を求める、その額で別表第二の二の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定給料を求める、その額で別表第一の三の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定給料を求めた場合におけるその仮定給料の額の十二倍に相当する金額をいう。

2 第一条の二第二項から第四項まで及び第六項並びに第二条の規定は、前項の規定により年金額を改定する場合について準用する。この場合において、第一条の二第四項中「年金条例職員期間又は旧長期組合員期間」とあるのは、「施行法第二百四十三条の二第一項第一号又は第二号イに掲げる期間」と読み替えるものとする。

3 前二項の規定による年金額の改定により増

加する費用（業務による廢疾年金又は業務に係る遺族年金についての費用を除く。）のうち、施行法第二百四十三条の二第一項第四号の期間（以下この項において「施行日以後の団体共済組合員期間等」という。）以外の期間として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用については、地方団体関係団体又は地方団体関係団体職員共済組合が負担し、施行日以後の団体共済組合員期間等として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用については、新法第二百三条第三項第一号及び第四項第一号の規定の例による。

第五条中「昭和二十八年法律第二百五十六号」の下に「。次条において「法律第二百五十六号」という。」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第六条 第四条の規定は、更新組合員等が昭和四十四年十月一日前に退職し、又は死亡した場合において、恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第二百五十六号）と第六条 第四条の規定は、更新組合員等が昭和四十四年十月一日前に退職し、又は死亡した場合において、恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第二百五十六号）と第五条の規定による改正後の法律第二百五十六号第十条の二及び昭和四十四年法律第二百五十六号附則第十三条第二項並びに施行法の規定を適用するとしたならば、退職年金、減額退職年金、廢疾年金若しくは遺族年金を新たに支給すべきこととなるとき、又はその者若しくはその遺族の退職年金、減額退職年金、廢疾年金若しくは遺族年金の額が増加することとなるときについて準用する。この場合において、第四条第一項中「昭和四十二年十月分」とあるのは、「昭和四十四年十月分」と読み替えるものとする。

附則第十条中「及び昭和四十三年度」を「昭和四十三年度及び昭和四十四年度」に、「及び第五条」を「から第五条の二まで」に改める。

別表第一の二の次に次の二表を加える。

別表第一の二

別表第一の二の仮定給料年額

仮定給料年額

円

別表第一の二の仮定給料年額	仮定給料年額
一一三、八〇〇	一四九、四〇〇
一一七、二〇〇	一五三、五〇〇
一三〇、二〇〇	一五七、一〇〇
一三四、四〇〇	一六二、二〇〇
一三六、九〇〇	一六五、二〇〇
一四一、七〇〇	一七一、〇〇〇
一四八、六〇〇	一七九、三〇〇
一四五、八〇〇	一八八、〇〇〇
一六二、八〇〇	一九六、五〇〇
一七〇、二〇〇	二〇五、三〇〇
一七七、二〇〇	二一三、九〇〇
一八四、四〇〇	二二二、六〇〇
一八九、一〇〇	二二八、二〇〇
一九三、七〇〇	二三三、七〇〇
一九九、〇〇〇	二四〇、一〇〇
二〇六、五〇〇	二四九、二〇〇
二一二、九〇〇	二五六、九〇〇
二一九、〇〇〇	二六四、三〇〇
二三六、三〇〇	二七三、一〇〇
二五〇、〇〇〇	二八一、一〇〇
二六〇、二〇〇	二九一、八〇〇
二六六、四〇〇	三〇一、六〇〇
二七四、八〇〇	三一三、九〇〇
二八二、八〇〇	三二一、三〇〇

二九九、〇〇〇	三六〇、八〇〇	八〇四、一〇〇	九七〇、三〇〇
三〇三、一〇〇	三六五、九〇〇	八四三、八〇〇	一、〇一八、二〇〇
三一五、五〇〇	三八〇、七〇〇	八八三、九〇〇	一、〇六六、六〇〇
三三一、九〇〇	四〇〇、五〇〇	九〇四、一〇〇	一、〇九〇、九〇〇
三五〇、〇〇〇	四二一、四〇〇	九三三、六〇〇	一、一一四、五〇〇
三五九、三〇〇	四三三、五〇〇	九六三、四〇〇	一、一六二、五〇〇
三六八、〇〇〇	四四四、一〇〇	九八一、六〇〇	一、一八四、五〇〇
三八〇、八〇〇	四五九、五〇〇	一、〇〇三、一〇〇	一、一二〇、五〇〇
三八八、一〇〇	四六八、三〇〇	一、〇四三、〇〇〇	一、二五八、六〇〇
四〇九、七〇〇	四九四、三〇〇	一、〇八六、四〇〇	一、三三七、八〇〇
四一〇、四〇〇	五〇七、二〇〇	一、一〇八、七〇〇	一、三九〇、一〇〇
四三一、四〇〇	五一〇、六〇〇	一、一二九、八〇〇	一、四一五、九〇〇
四五三、〇〇〇	五四六、六〇〇	一、一五一、〇〇〇	一、四六八、一〇〇
四七四、七〇〇	五七二、八〇〇	一、一七三、四〇〇	一、五一〇、四〇〇
四八〇、四〇〇	五七九、六〇〇	一、一二六、七〇〇	一、五四六、二〇〇
四九八、二〇〇	六〇一、二〇〇	一、二六〇、〇〇〇	一、五七二、八〇〇
五三三、七〇〇	六三一、九〇〇	一、二八一、四〇〇	一、五七二、八〇〇
五四八、九〇〇	六六一、三〇〇	一、三〇三、四〇〇	九七〇、三〇〇
五六四、五〇〇	六八一、一〇〇		
五七九、七〇〇	六九九、五〇〇		
六一〇、四〇〇	七三六、六〇〇		
六四一、三〇〇	七七三、八〇〇		
六四七、四〇〇	七八一、二〇〇		
六七一、九〇〇	八一〇、七〇〇		
七〇一、七〇〇	八四五、二〇〇		
七三三、六〇〇	八四七、九〇〇		
七六四、二〇〇	八八五、二〇〇		
七八三、五〇〇	九二二、一〇〇		
九四五、四〇〇	九四五、四〇〇		

## 備考

年金の額の計算の基礎となつてゐる別表第一の二の仮定給料年額が二二三、八〇〇円に満たないときは、その仮定給料年額に一・四四分の一・七三七六を乗じて得た額（その額に、五〇円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五〇円以上一〇〇円未満の端数があるときはこれを一〇〇円に切り上げるものとする。）をこの表の仮定給料年額とする。

別表第二の二の次に次の二表を加える。

別表第二の三

別表第二の二の仮定給料	仮 定 給 料
一〇、三三〇	一一、四五〇

一〇、六〇〇	二七、六六〇
一〇、八五〇	三五、二〇〇
一一、二〇〇	三六、一三〇
一一、四一〇	三七、〇三〇
一一、八一〇	三八、二九〇
一二、三八〇	三九、〇三〇
一二、九八〇	四一、一九〇
一三、五七〇	四二、二七〇
一四、一八〇	四三、三八〇
一四、七七〇	四五、五五〇
一五、三七〇	四六、三〇〇
一五、七六〇	四七、七三〇
一六、一四〇	四八、三〇〇
一六、五八〇	五〇、一〇〇
一七、二一〇	五五、一九〇
一七、七四〇	五六、七六〇
一八、二五〇	五八、二九〇
一八、八六〇	六一、三八〇
一九、四八〇	六四、四八〇
二〇、一五〇	六七、五六〇
二〇、八三〇	七一、八七〇
二一、六八〇	七三、九四〇
二二、二〇〇	七五、九五〇
二二、九〇〇	七五、九九〇
二三、五七〇	七八、五六〇
二四、九二〇	八一、二三〇
二五、二七〇	八三、六八〇
二六、二九〇	八五、二九〇
二七、六六〇	八八、八八〇
二九、一七〇	八八、八五〇
三〇、七三〇	八四、八五〇
三一、七三〇	七八、七八〇
三〇、〇七〇	八〇、八六〇
三〇、四九〇	七八、八四〇
三一、七三〇	七三、七七〇
七三、六六〇	七〇、六六〇
七〇、三三〇	六七、五六〇
六七、〇一〇	六四、四八〇
六五、二九〇	六一、三八〇
六三、六八〇	六五、一〇〇
六一、二三〇	六七、五六〇
五八、五六〇	六四、四八〇
五五、九九〇	六一、二九〇
五三、五四〇	五六、二九〇
五〇、八七〇	七〇、六六〇
四八、三一〇	七三、七七〇
四七、〇四〇	七八、八四〇
四五、七四〇	七八、八四〇
四三、六四〇	七八、八四〇
四一、五一〇	七八、八四〇
四〇、〇三〇	七八、八四〇
一九、〇二〇	七八、八四〇
一九、四八〇	七八、八四〇
二〇、〇一〇	七八、八四〇
二〇、七七〇	七八、八四〇
二一、四一〇	七八、八四〇
二二、〇三〇	七八、八四〇
二二、七六〇	七八、八四〇
二三、五一〇	七八、八四〇
二四、三一〇	七八、八四〇
二五、一三〇	七八、八四〇
二六、一大〇	七八、八四〇
二六、七九〇	七八、八四〇
二七、六三〇	七八、八四〇
二八、四四〇	七八、八四〇
二九、〇七〇	七八、八四〇
三〇、四九〇	七八、八四〇
三一、七三〇	七八、八四〇
七三、六六〇	七八、八四〇

七五、三四〇  
七六、九七〇  
八〇、二八〇  
八一、八〇〇  
八三、六〇〇  
八六、九二〇  
九〇、五三〇  
九二、三九〇  
九四、一五〇  
九六、〇〇〇  
九七、七八〇  
一〇一、三九〇  
一〇五、〇〇〇  
一〇六、七八〇  
一〇八、六一〇  
一三一、〇七〇

九〇、九一〇  
九二、八八〇  
九八、七一〇  
一〇〇、八八〇  
一〇四、八八〇  
一〇九、二四〇  
一一一、四八〇  
一一三、六一〇  
一一五、八四〇  
一一七、九九〇  
一二一、三四〇  
一二六、七〇〇  
一二八、八五〇  
一三一、〇七〇

九〇、九一〇  
九六、八八〇  
九八、七一〇  
一〇〇、八八〇  
一〇四、八八〇  
一〇九、二四〇  
一一一、四八〇  
一一三、六一〇  
一一五、八四〇  
一一七、九九〇  
一二一、三四〇  
一二六、七〇〇  
一二八、八五〇  
一三一、〇七〇

九〇、九一〇  
九六、八八〇  
九八、七一〇  
一〇〇、八八〇  
一〇四、八八〇  
一〇九、二四〇  
一一一、四八〇  
一一三、六一〇  
一一五、八四〇  
一一七、九九〇  
一二一、三四〇  
一二六、七〇〇  
一二八、八五〇  
一三一、〇七〇

九〇、九一〇  
九六、八八〇  
九八、七一〇  
一〇〇、八八〇  
一〇四、八八〇  
一〇九、二四〇  
一一一、四八〇  
一一三、六一〇  
一一五、八四〇  
一一七、九九〇  
一二一、三四〇  
一二六、七〇〇  
一二八、八五〇  
一三一、〇七〇

九〇、九一〇  
九六、八八〇  
九八、七一〇  
一〇〇、八八〇  
一〇四、八八〇  
一〇九、二四〇  
一一一、四八〇  
一一三、六一〇  
一一五、八四〇  
一一七、九九〇  
一二一、三四〇  
一二六、七〇〇  
一二八、八五〇  
一三一、〇七〇

九〇、九一〇  
九六、八八〇  
九八、七一〇  
一〇〇、八八〇  
一〇四、八八〇  
一〇九、二四〇  
一一一、四八〇  
一一三、六一〇  
一一五、八四〇  
一一七、九九〇  
一二一、三四〇  
一二六、七〇〇  
一二八、八五〇  
一三一、〇七〇

九〇、九一〇  
九六、八八〇  
九八、七一〇  
一〇〇、八八〇  
一〇四、八八〇  
一〇九、二四〇  
一一一、四八〇  
一一三、六一〇  
一一五、八四〇  
一一七、九九〇  
一二一、三四〇  
一二六、七〇〇  
一二八、八五〇  
一三一、〇七〇

九〇、九一〇  
九六、八八〇  
九八、七一〇  
一〇〇、八八〇  
一〇四、八八〇  
一〇九、二四〇  
一一一、四八〇  
一一三、六一〇  
一一五、八四〇  
一一七、九九〇  
一二一、三四〇  
一二六、七〇〇  
一二八、八五〇  
一三一、〇七〇

九〇、九一〇  
九六、八八〇  
九八、七一〇  
一〇〇、八八〇  
一〇四、八八〇  
一〇九、二四〇  
一一一、四八〇  
一一三、六一〇  
一一五、八四〇  
一一七、九九〇  
一二一、三四〇  
一二六、七〇〇  
一二八、八五〇  
一三一、〇七〇

九〇、九一〇  
九六、八八〇  
九八、七一〇  
一〇〇、八八〇  
一〇四、八八〇  
一〇九、二四〇  
一一一、四八〇  
一一三、六一〇  
一一五、八四〇  
一一七、九九〇  
一二一、三四〇  
一二六、七〇〇  
一二八、八五〇  
一三一、〇七〇

九〇、九一〇  
九六、八八〇  
九八、七一〇  
一〇〇、八八〇  
一〇四、八八〇  
一〇九、二四〇  
一一一、四八〇  
一一三、六一〇  
一一五、八四〇  
一一七、九九〇  
一二一、三四〇  
一二六、七〇〇  
一二八、八五〇  
一三一、〇七〇

九〇、九一〇  
九六、八八〇  
九八、七一〇  
一〇〇、八八〇  
一〇四、八八〇  
一〇九、二四〇  
一一一、四八〇  
一一三、六一〇  
一一五、八四〇  
一一七、九九〇  
一二一、三四〇  
一二六、七〇〇  
一二八、八五〇  
一三一、〇七〇

九〇、九一〇  
九六、八八〇  
九八、七一〇  
一〇〇、八八〇  
一〇四、八八〇  
一〇九、二四〇  
一一一、四八〇  
一一三、六一〇  
一一五、八四〇  
一一七、九九〇  
一二一、三四〇  
一二六、七〇〇  
一二八、八五〇  
一三一、〇七〇

九〇、九一〇  
九六、八八〇  
九八、七一〇  
一〇〇、八八〇  
一〇四、八八〇  
一〇九、二四〇  
一一一、四八〇  
一一三、六一〇  
一一五、八四〇  
一一七、九九〇  
一二一、三四〇  
一二六、七〇〇  
一二八、八五〇  
一三一、〇七〇

九〇、九一〇  
九六、八八〇  
九八、七一〇  
一〇〇、八八〇  
一〇四、八八〇  
一〇九、二四〇  
一一一、四八〇  
一一三、六一〇  
一一五、八四〇  
一一七、九九〇  
一二一、三四〇  
一二六、七〇〇  
一二八、八五〇  
一三一、〇七〇

九〇、九一〇  
九六、八八〇  
九八、七一〇  
一〇〇、八八〇  
一〇四、八八〇  
一〇九、二四〇  
一一一、四八〇  
一一三、六一〇  
一一五、八四〇  
一一七、九九〇  
一二一、三四〇  
一二六、七〇〇  
一二八、八五〇  
一三一、〇七〇

九〇、九一〇  
九六、八八〇  
九八、七一〇  
一〇〇、八八〇  
一〇四、八八〇  
一〇九、二四〇  
一一一、四八〇  
一一三、六一〇  
一一五、八四〇  
一一七、九九〇  
一二一、三四〇  
一二六、七〇〇  
一二八、八五〇  
一三一、〇七〇

## (地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一百四条第三項中「十一万円」を「十五万円」に改める。

第一百五十六条の次に次の二条を加える。

(借入金の制限)

第一百五十六条の二 共済会は、借入金をしては

の下に「又は第百五十六条の二」を、「認可」の下に「又は承認」を加える。

第二百二条の二中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第二百四条第四項中「十一万円」を「十五万円」に改める。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第三条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第三条の三第一項第五号中「昭和四十三年法律第四十八号」を「昭和四十四年法律第二号」に改める。

第三条の四第三項中「及び昭和四十三年度」を「昭和四十三年度及び昭和四十四年度」に改め、「第三項」の下に「第三条の二」を、「第五項」の下に「第五条の二第一項及び第三項」を加える。

第四十一条中「九万九千三百五十八円」を「一万四百十二円」に改め、「四千八百円」の下に「(そのうち一人については、七千二百円)」を加える。

第五十七条第七項及び第八項並びに第九十五条第一項及び第三項中「二十二万円」を「二十四万円」に、「百万円」を「百二十万円」に改める。

別表第一中「三八九、四〇〇円」を「四一〇、一二〇円」に、「二五九、四〇〇円」を「二八一、一二〇円」に、「一七八、四〇〇円」を「一九三、一二〇円」に、「一七八、四〇〇円」を「一九三、一二〇円」に改め、同表の備考第三号中「場合には、」の下に「次号イに掲げる者については一万二千円、同号ロ又はハに掲げる者については一千八百円、同号シ又はハに掲げる者については四千八百円」の下に「(そのうち一人については、七千二百円)」を加える。

第五条第二項第一号中「第一号に掲げるもの及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第三項を次のように改める。

第五条第二項第三号中「第一号に掲げるもの及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第三項を次のように改める。

第五条第二項第三号中「第一号に掲げるもの及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第三項を次のように改める。

第五条第二項第三号中「第一号に掲げるもの及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第三項を次のように改める。

第五条第二項第三号中「第一号に掲げるもの及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第三項を次のように改める。

第五条第二項第三号中「第一号に掲げるもの及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第三項を次のように改める。

第五条第二項第三号中「第一号に掲げるもの及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第三項を次のように改める。

第五条第二項第三号中「第一号に掲げるもの及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第三項を次のように改める。

第五条第二項第三号中「第一号に掲げるもの及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第三項を次のように改める。

第五条第二項第一号を次のように改める。

一 増加退職料又は公務傷病賜金を受ける権利

三 更新組合員に係る退職年金条例の通算退職年金は、その者が更新組合員である間、その支給を停止する。

四 法律第百五十五号附則第四十二条第一項又は第四十三条に規定する外国政府職員又は外国特殊法人職員に係る外国政府又は法人に勤務していた者(当該外国政府又は法人が退職年金年限に達している者を除く。)でその後引き続き職員となり、施行日の前日まで引き続い

て職員であつたものの当該外国政府又は法人に勤務していた期間で同年同月同日まで引き続いっているもの(当該外国政府職員又は外国特殊法人職員であつたものの当該外国政府又は法人が退職年金年限に達している者を除く。)に勤務していた者で当該

第五 旧国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)に規定する国民健康保険組合又は国民健康保険を行なう社団法人(以下この号及び第十条第六号において「国民健康保険組合等」という。)に勤務していた職員であつたものの当該国民健康保険組合等の業務の市町村への引継ぎに伴い引き続き職員となり、施行日の前日まで引き続いいて職員であつたものの当該国民健康保険組合等に勤務していた期間で同年同月同日まで引き続い

て職員であつたものの当該国民健康保険組合等に勤務していた者で当該

第六 旧国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)に規定する国民健康保険組合又は国民健康保険を行なう社団法人(以下この号及び第十条第六号において「国民健康保険組合等」という。)に勤務していた職員であつたものの当該国民健康保険組合等の業務の市町村への引継ぎに伴い引き続き職員となり、施行日の前日まで引き続い

て職員であつたものの当該国民健康保険組合等に勤務していた者で当該

第七 旧国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)に規定する国民健康保険組合又は国民健康保険を行なう社団法人(以下この号及び第十条第六号において「国民健康保険組合等」という。)に勤務していた職員であつたものの当該国民健康保険組合等の業務の市町村への引継ぎに伴い引き続き職員となり、施行日の前日まで引き続い

て職員であつたものの当該国民健康保険組合等に勤務していた者で当該

第八 条第三項中「(同条第一項の規定により退職したものとみなされることにより生ずるものと除く。)を有することとなるもの(前二項の規定の適用により

退職年金を受ける権利を有することとなる者を除く。」に改める。

第十四条第一号中「第四十三条第一項」を「恩給公務員期間及び第七条第一項第四号の期間」に改め、同条に次の二号を加える。

六　国民健康保険組合等に勤務していた者で当該国民健康保険組合等の業務の市町村への引継ぎに伴い引き続き職員となつたもの

の当該国民健康保険組合等に勤務していた

期間（当該職員となつた日の前日まで引き続く期間に限る。）で第七条第一項第五号の期間を除いた期間

第十五条第一項第四号中「第七条第一項第三号」の下に「から第五号まで」を加える。

第十五条中「増加退職料と併給される退職料及び」を削る。

第二十五条中「及び増加退職料等を受ける権利を有する更新組合員若しくは更新組合員であつた者又はその遺族が第五十一条第一項又は第二項の申出をした場合」を削る。

第二十七条第一項第四号中「第三号」の下に「から第五号まで」を加え、同項第五号中「第三号」を「第五号」に改める。

第三十四条中「及び増加退職料等を受ける権利を有していた更新組合員又は更新組合員であつた者で第五十一条第一項又は第二項の申出があつたものが当該増加退職料等に係る公務傷病により死亡した場合」を削る。

（増加退職料の受給権者等に係る特例）

第四十条の二次の各号の一に該当する場合における遺族年金の額は、新法第九十三条及び前三条の規定にかかわらず、これらの規定による額及び公務遺族年金又は恩給法第七十五条第一項第三号の規定による扶助料に相当する退職年金条例の遺族年金の額の算定方法を参考して政令で定める額とする。

一　更新組合員又は更新組合員であつた者で死亡した場合において、その規定を適用しないとしたならば公務遺族死亡したとき。

二　更新組合員又は更新組合員であつた者が死亡した場合において、第五条第二項本文の規定を適用しないとしたならば公務遺族年金又は恩給法第七十五条第一項第三号の規定による扶助料に相当する退職年金条例の遺族年金を受ける権利が生ずることとなるとき。

第四十九条第一項中「第三項」を削り、「退職の時」を「施行日の前日」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　前項の規定に該当することとなつた組合員であつた者がその該当することとなつた時までに支給を受けた退職年金、減額退職年金又は退職一時金は、返還することを要しないものとし、また、その者が同項及び第八条第三項の規定の適用により受けるべきこととなつた退職年金又は減額退職年金でその時までに支給すべきものは、支給しないものとする。

3　第一項の規定に該当することとなつた更新組合員であつた者につき、同項及び第八条第三項の規定の適用により退職年金又は減額退職年金を支給する場合において、その者が退職一時金の支給を受けた者であるときは、当該退職一時金の額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

第五十条の見出し及び同条第一項中「増加退職料等」を「増加退職料」に改め、同項中「退職の時」を「施行日の前日」に改め、同項第二項中「減額退職年金又は退職一時金」を「又は減額退職年金」に改め、同項ただし書を次のよう改める。

ただし、退職年金又は減額退職年金の支給を受けていた更新組合員であつた者が同項の規定によることとなるもの（前項の規定の適用により退職年金を受ける権利を有することとなる者）

規定の適用により新法第八十三条の規定の適用を受けることとなつた場合において、その者がその時までに支給を受けた退職年金又は減額退職年金の総額が同条第二項第一号に掲げる金額より少ないとときは、その差額に相当する金額を一時金として支給する。

第五十条第三項を削り、同条第四項中「増加退職料等」を「増加退職料」に改め、同項を同条第三項とする。

第五十一条 削除

第五十二条第二項中「第四十九条」を「第五十条」に、「同項及び第七条第一項第一号ロ」を「前項」とあり、又は「同項」に改める。

2　前項の規定に該当することとなつた更新組合員であつた者がその該当することとなつた時までに支給を受けた退職年金、減額退職年金又は退職一時金は、返還することを要しないものとし、また、その者が同項の規定の適用により受けるべきこととなつた退職年金若しくは減額退職年金でその時までに支給すべきもの又は退職一時金は、支給しないものとする。ただし、その者の退職一時金の額の算定の基礎となるたなった新法第八十三条第二項第一号に掲げる金額が前項の規定の適用により受けるべきこととなる退職一時金の額の算定の基礎となるたなった新法第八十三条第二項第一号に掲げる金額を一時金として支給する。

第五十八条中「と、同条第五項中「第八条（同条第三項を除く。）若しくは第十条の規定と第八条第三項」とあるのは「第五十五条第一項において準用する第八条第二項若しくは第十条の規定と第八条第三項」を削る。

第六十二条中「第七条第一項第三号」を「第七条第一項第三号から第五号まで」に改め、第七条第一項中「恩給法第五十八条の規定」とあるのは「國の施行法第五条第二項（國の施行法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。）」を削る。

第六十七条第二項中「（同条第一項の規定により退職したものとみなされることにより生ずるものと除く。）を有することとなるもの」を「を有することとなるもの（前項の規定の適用により退職年金を受ける権利を有することとなる者）

第五十五条第一項中「、第二十五条」を削り、「第三十四条」を「第三十三条」に改め、同条第一項中「、第二十五条」を「第三十三条」とあるのは「國の施行法第五条第二項（國の施行法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。）」を削る。





加退職料等（施行法第二条第一項第十五号に規定する増加退職料等をいい、同項第四十号に規定する増加恩給等を含む。以下同じ。）を受けることを希望しない旨の申出（当該申出とみなされる申出を含む。）をした者で当該申出がなかつたとしたならば増加退職料等を受ける権利を有することとなるものは、同日において増加退職料を受ける権利を取得するものとする。

2 前項の規定に該当する者には、施行法の施行の日から昭和四十五年三月三十一日までの間につき改正前の施行法の規定により増加退職料等を受けることを希望しない旨の申出をしなかつたとしたならば受けるべきこととなる増加退職料の額の総額に相当する金額を、当該増加退職料等を受ける権利の裁定を行なつた者が一時に支給する。

（増加退職料等を受ける権利を有する更新組合員等であつた者に関する経過措置）

第十一条 この法律の施行の際、現に増加退職料等を受ける権利を有する更新組合員等であつた者に係る昭和四十五年四月一日前に給付事由が生じた長期給付について、なお從前の例によると、その者が同日から六十日以内に当該増加退職料に併給される退職料を受けないとを希望する旨の申出を当該増加退職料を受ける権利の裁定を行なつた者にしたときは、この限りでない。

2 附則第八条第二項の規定は、前項の由出について適用する。

3 第一項の申出があつたときは、当該申出に係る更新組合員等であつた者の退職料を受ける権利は、昭和四十五年三月三十一日において消滅するものとする。

4 第一項の申出があつた場合において、当該申出に係る更新組合員等であつた者につき、改正後の施行法（増加退職料を受ける権利を有する者に係る部分に限る。）及び地方公務員等共済組合法（以下「法」という。）の規定を適用すると

したならば、新たに退職年金を支給すべきこととなるとき、又は退職年金、減額退職年金若しくは廃疾年金の額が増加することとなるとき

は、これらの法律の規定により、昭和四十五年四月分から、その者に退職年金を新たに支給し、又は同月分からその者の退職年金、減額退職年金若しくは廃疾年金の額を、これらの法律

の規定を適用して算定した額に改定する。

5 前項の規定により改定される年金の額が、昭和四十五年三月三十一日において同項に規定する者が現に受ける権利を有する退職年金、減額退職年金又は廃疾年金（増加退職料等を受ける権利を有しないものとした場合に受けることとなる廃疾年金に限る。）の額に同日において現に受ける権利を有する増加退職料に併給される退職料の額を加えた額より少ないとときは、その額をこれららの年金の額とする。

6 第四項の規定により新たに退職年金の支給を受けることとなる者が、同一の給付事由につき退職給与金（これに相当する給付を含む。）の支給を受け、又は施行法第二条第一項第三号に規定する共済法、改正前の施行法若しくは法の規定による退職一時金若しくは廃疾一時金（これらに相当する給付を含む。）の支給を受けた者を受けた者を含む。）である場合には、当該退職年金の額は、第四項の規定にかかわらず、同項の規定による額から当該退職給与金又はこれらの

一時金の額（法第八十三条第一項の規定の適用を受けた者については、その退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額とし、これらの額（以下この項において「支給額等」という。）の一部が組合に返還されているときは、その金額を控除した金額とす

る。）の十五分の一に相当する金額を控除した金額とする。ただし、支給額等の全部が組合に返還された場合は、この限りでない。

7 附則第八条第四項又は第五項の規定は、第一

項の申出をした者のうち施行法の施行の日から昭和四十五年三月三十一日までの更新組合員等であつた期間に係る分として増加退職料に併給

される退職料の支給を受けていた者又はその遺族に退職年金、減額退職年金若しくは廃疾年金又は遺族年金を支給する場合について準用する。

（増加退職料等を受ける権利を放棄した更新組合員等であつた者に関する経過措置）

第十二条 更新組合員等であつた者のうち改正前の施行法の規定により増加退職料等を受けることを希望しない旨の申出をしたことにより廃疾年金を受ける権利を有した者については、当該廃疾年金を受ける権利は、昭和四十五年三月三十一日において消滅するものとし、その者に改正後の施行法又は法の規定による退職年金を支給する。

2 附則第九条の規定は、前項の規定に該当する者について準用する。

3 第一項の規定に該当する者の昭和四十五年四月一日前に受けた廃疾年金の額が退職の時ににおいて同項の退職年金を受ける権利を有する者であつたものとした場合に支給されるべきであつた退職年金の額の総額よりも多いときは、その者は、その差額に相当する金額を、同日から九月以内に一時に組合に納入しなければならない。

い。

4 第一項の規定に該当する者のうち施行法の施行の日から昭和四十五年三月三十一日までの更新組合員等であつた期間に係る分として増加退職料に併給される退職料の支給を受けていた者又はその遺族に対する退職年金、減額退職年金若しくは廃疾年金又は遺族年金からの控除については、附則第八条第四項又は第五項の規定の

（外国政府等に勤務していた期間の組合員期間への算入に伴う経過措置）

第十二条 更新組合員等が昭和四十五年四月一日前に退職し、又は死亡した場合において、法第四十条に規定する組合員期間の計算につき改正後の施行法第七条第一項第四号（同法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定

を適用するとしたならば退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金の額が増加することとなるときは、同年四月分からその者又はその

組合員のこれらの年金の額を、改正後の施行法及び法の規定を適用して算定した額に改定する。

（国民健康保険組合等に勤務していた期間の組合員期間への算入に伴う経過措置）

第十三条 改正後の施行法第七条第一項第五号及び第十条第六号（同法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、当該規定に規定する者が昭和四十五年四月一日前に退職した場合については、適用しない。

（増加退職料等に係る長期給付に関する措置等の政令への委任）

第十四条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、更新組合員等若しくは更新組合員等であつた者又はこれらの遺族に対する増加退職料に併給される退職料の支給を受けていた者等に係る長期給付に関する措置その他この法律等に係る重要な事項は、政令で定める。

## 小笠原諸島復興特別措置法案

### 小笠原諸島復興特別措置法

目次

#### 第一章 総則(第一条・第二条)

#### 第二章 復興計画及び復興事業の実施(第三条)

##### 条一第十条)

#### 第三章 小笠原諸島復興審議会(第十一条・第十二条)

#### 第四章 雜則(第十三条・第二十三条)

#### 附則

##### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、小笠原諸島の復帰に伴い、小笠原諸島の特殊事情にかんがみ、総合的な復興計画を策定し、及びこれに基づく事業を実施する等特別な措置を講ずることにより、帰島を希望する旧島民の帰島の促進及び小笠原諸島の急速な復興を図ることを目的とする。(定義)

第二条 この法律において「小笠原諸島」とは、嫗婦岩の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島を含む)並びに冲の鳥島及び南鳥島をいう。

2 この法律において「旧島民」とは、昭和十九年三月三十一日に小笠原諸島に住所を有していた者で、昭和四十三年六月二十五日に小笠原諸島以外の本邦の地域に住所を有していたものをいう。

#### 第二章 復興計画及び復興事業の実施

(復興計画)

第三条 小笠原諸島の総合的な復興計画(以下「復興計画」という。)は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 土地(公有水面を含む。以下同じ。)の利用に関する事項

二 道路、港湾等の産業基盤施設の整備に関する事項

三 農用地の造成、農林水産業に係る共同利用施設の整備その他農林水産業に係る生産の基礎の整備に関する事項

四 住宅及び生活環境施設の整備、教育施設の整備その他の市街地又は集落の整備及び開発に関する事項

五 地域の特性に即した産業の振興及び自然、文化財等の保護に関する事項

六 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、帰島を希望する旧島民の帰島の促進及び小笠原諸島の復興に関し必要な事項

2 復興計画は、昭和四十四年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。

(復興計画の決定及び変更)

第四条 東京都知事は、復興計画の案を作成し、自治大臣に提出するものとする。

2 自治大臣は、前項の復興計画の案に基づき、小笠原諸島復興審議会の審議を経て、復興計画を決定する。

3 自治大臣は、復興計画を決定したときは、これを東京都知事に通知するとともに、復興計画において定める土地の利用に関する事項を公示するものとする。

4 前三项の規定は、復興計画を変更する場合について準用する。

(復興実施計画の作成及び変更)

第五条 東京都知事は、毎年度、その年度開始前までに、復興計画を実施するために必要な当該

年度の事業についての計画(以下「復興実施計画」という。)を作成し、自治大臣の認可を受け

なければならない。

2 自治大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ小笠原諸島復興審議会の意見をきかなければならない。

3 前二項の規定は、復興実施計画を変更する場合について準用する。

(特別の助成)

第六条 国は、道路、港湾等の産業基盤施設、教育施設、保健衛生及び社会福祉施設の整備事業その他の復興計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、当該経費に関する法令の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、関係地方公共団体その他の者に対して、当該法令に定める国庫の負担割合又は補助割合をえて、その全部又は一部を負担し、又は補助することができる。

2 小笠原諸島における災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)第三条の規定により地方公共団体に対して国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、同法第四条の規定によつて算定した率が五分の四に満たない場合においては、同法同条の規定にかかわらず、五分の四とし、公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和二十八年法律第二百四十七号)第三条の規定により国がその経費の一部を負担する場合における当該公立学校の施設の災害復旧に要する経費に対する國の負担率は、同法同条の規定にかかる。

3 土地改良法第百条の二から第百八条まで、第一百十三条、第百十三条の三から第百十五条まで、第百三十三条、第百三十三条の三から第百十五条规定は、第一項の交換分合に關して準用する。

4 第一項の交換分合に關しては、前項においては、同項の特別賃借権とみなす。

2 前項の規定による交換分合により、小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に關する法律(昭和四十三年法律第八十三号、第十三条规定)が適用されるものとみなす。

3 土地改良法第百条の二から第百八条まで、第一百三十三条、第百三十三条の三から第百十五条规定は、第一項の交換分合に關して準用する。

4 第一項の交換分合に關しては、前項においては、同項の特別賃借権とみなす。

2 前項の規定による交換分合に關しては、前項においては、同項の特別賃借権とみなす。

3 土地改良法第百条の二から第百八条まで、第一百三十三条、第百三十三条の三から第百十五条规定は、第一項の交換分合に關して準用する。

4 第一項の交換分合に關しては、前項においては、同項の特別賃借権とみなす。

2 前項の規定による交換分合に關しては、前項においては、同項の特別賃借権とみなす。

3 土地改良法第百条の二から第百八条まで、第一百三十三条、第百三十三条の三から第百十五条规定は、第一項の交換分合に關して準用する。

4 第一項の交換分合に關しては、前項においては、同項の特別賃借権とみなす。

(小笠原諸島復興審議会)

第十二条 小笠原諸島復興審議会(次項及び次条において「審議会」という。)は、自治大臣の諮問に応じて旧島民の帰島及び小笠原諸島の復興に關し重要な事項を調査審議する機関とする。

2 審議会は、前項に規定する事項に關し、自治

#### (經理の分別)

第八条 前二条に規定する事業に要する経費に関する經理については、当該地方公共団体は、これを他の經理と分別しなければならない。

第九条 小笠原諸島において行なわれる土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業に対する同法の規定の適用については、当分の間、政令で特別の定めをすることができる。

(農用地開発のための交換分合)

第十条 都は、復興計画に基づく効率的な農用地の開発のため必要があるときは、開発して農用地とすべき土地及びその周辺の土地(政令で定められるものを除く。)につき交換分合計画を定め、当該土地に關する権利の交換分合を行なうことができる。

2 前項の規定による交換分合により、小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に關する法律(昭和四十三年法律第八十三号、第十三条规定)が適用されるものとみなす。

3 土地改良法第百条の二から第百八条まで、第一百三十三条、第百三十三条の三から第百十五条规定は、第一項の交換分合に關して準用する。

4 第一項の交換分合に關しては、前項においては、同項の特別賃借権とみなす。

2 前項の規定による交換分合に關しては、前項においては、同項の特別賃借権とみなす。

3 土地改良法第百条の二から第百八条まで、第一百三十三条、第百三十三条の三から第百十五条规定は、第一項の交換分合に關して準用する。

4 第一項の交換分合に關しては、前項においては、同項の特別賃借権とみなす。

(小笠原諸島復興審議会)

第十三条 小笠原諸島復興審議会(次項及び次条において「審議会」という。)は、自治大臣の諮問に応じて旧島民の帰島及び小笠原諸島の復興に關し重要な事項を調査審議する機関とする。

2 審議会は、前項に規定する事項に關し、自治

大臣に意見を述べることができる。

#### 第十二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者並びに関係地方公共団体の長及び議会の議長のうちから、自治大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることがある。

5 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

6 会長は、会務を總理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

7 特別の事項について調査審議するため必要があるときは、審議会に、特別委員を置くことができる。

8 特別委員は、当該事項に関し専門的知識を有する者のうちから、自治大臣が任命する。

9 特別委員は、当該事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

10 委員及び特別委員は、非常勤とする。

11 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

#### 第四章 雜則

##### (国有財産の譲与等)

第十三条 国は、関係地方公共団体が復興計画に基づく事業で公共の用に供する施設に関するものを実施するため必要があるときは、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)、国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)、国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六号)その他の法令の規定による場合を除くほか、政令で定めるところにより、国有財産を関係地方公共団体に対して、無償又は時価より低い価格で譲渡し、又は貸し付けることができる。

(資金についての配慮)  
第十四条 国及び地方公共団体は、帰島した旧島(資金についての配慮)

民の生活の再建のため必要な事業等に要する資金について適切な配慮をするものとする。

##### (帰島に伴う譲渡所得等の課税の特例)

第十五条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十八条第一項及び第二項の規定は、國の行政機関が作成した旧島民の帰島に関する者として政令で定めるもの(以下「帰島者」という。)がその移住する日の属する年においてそ

の有する資産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡した場合について準用する。

2 小笠原諸島の地域に家屋を有していた旧島民で当該家屋を残して離島(小笠原諸島の地域からその他の本邦の地域へ移住すること)をしたものの又はその承継人が、小笠原諸島の地域において同種の家屋を取得した場合において、その取得した家屋がその者に係る離島前の家屋に代わるものと東京都知事が認めるものであるときは、当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、前項の規定によるほか、

その者に係る離島前の家屋の価額として政令で定める額に達するまでの金額を価格から控除するものとする。

3 租税特別措置法第三十八条第三項の規定は、小笠原諸島の地域へ移住する見込みであり、かつ、大蔵省令で定めるところにより、稅務署長の承認を受けた場合について準用する。

4 租税特別措置法第三十八条第四項の規定は前二項の規定を適用する場合について、同条第五項から第七項までの規定は前項の規定の適用を受けた者について準用する。

(帰島に伴う不動産取得税の課税の特例)

第十六条 帰島者が小笠原諸島の地域へ移住する前に有していた不動産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡し、その譲渡した日から二年以内に小笠原諸島の地域において不動産を取得したときは、当該不動産の取得に

対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該譲渡した不動産の固定資産課税台帳に登録された価格(当該譲渡した不動産の価格が固定資産課税台帳に登録されていないと

きは、政令で定めるところにより、東京都知事の他の機関又はその他の者を指揮監督する。

5 審議会は、當該譲渡した不動産の価格が地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)に達するまでの金額を価格

(同法第七十三条の二十一に規定する価格をいう。次項において同じ。)から控除するものとする。

##### (小笠原諸島の地域に家屋を有していた旧島民で当該家屋を残して離島(小笠原諸島の地域からその他の本邦の地域へ移住すること)をしたものの又はその承継人が、小笠原諸島の地域において同種の家屋を取得した場合において、その取得した家屋がその者に係る離島前の家屋に代わるものと東京都知事が認めるものであるときは、当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、前項の規定によるほか、

その者に係る離島前の家屋の価額として政令で定める額に達するまでの金額を価格から控除するものとする。

2 小笠原諸島の地域に家屋を有していた旧島民で当該家屋を残して離島(小笠原諸島の地域からその他の本邦の地域へ移住すること)をしたものの又はその承継人が、小笠原諸島の地域において同種の家屋を取得した場合において、その取得した家屋がその者に係る離島前の家屋に代わるものと東京都知事が認めるものであるときは、当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、前項の規定によるほか、

その者に係る離島前の家屋の価額として政令で定める額に達するまでの金額を価格から控除するものとする。

3 前二項の規定は、当該事業の実施について主務大臣又は都の教育委員会の関係法令の規定による指揮監督の権限を妨げるものではない。

(権限の委任)

第十九条 自治大臣は、前条第一項の規定に基づく総合調整及び指揮監督の権限の一部を小笠原諸島の地域に係る事務大典又は都の教育委員会と協議しなければならない。

2 前二項の規定は、当該事業の実施について主務大臣又は都の教育委員会の関係法令の規定による指揮監督の権限を妨げるものではない。

3 前二項の規定は、当該事業の実施について主務大臣又は都の教育委員会の関係法令の規定による指揮監督の権限を妨げるものではない。

(関係行政機関の長との協議)

第二十条 自治大臣は、第四条第二項の規定により復興計画を決定し、若しくは同条第四項の規定によりこれを変更し、又は第五条第一項の規定により復興実施計画を認可し、若しくは同条

第三項の規定によりこの変更を認可しよとするとときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(復興計画に基づく事業の予算の見積り等の事務の所管)

第二十一条 復興計画に基づく事業の予算に関する見積り及び予算の執行に關する国の事務は、

自衛省において掌理する。

(離島振興法の適用除外)

第二十二条 異島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)は、小笠原諸島の地域については適用しない。

(政令への委任)

第二十三条 この法律に定めるもののはか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定め

る。

(附則)

第一項の施行期日

1 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、昭和四十九年三月三十一日限

他の機関又はその他の者を指揮監督するものとする。この場合において、公立の教育施設の整備事業及び文化財の保護事業の実施に關する指揮監督については、東京都知事は、あらかじめ都の教育委員会と協議しなければならない。

2 前二項の規定は、当該事業の実施について主務大臣又は都の教育委員会の関係法令の規定による指揮監督の権限を妨げるものではない。

3 前二項の規定は、当該事業の実施について主務大臣又は都の教育委員会の関係法令の規定による指揮監督の権限を妨げるものではない。

り、その効力を失う。ただし、復興計画に基づく事業に係る国の負担金又は補助金のうち昭和四十九年度以降に繰り越されるものについては、第六条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

(昭和四十四年度に係る復興実施計画の作成の期限)

3 第五条の規定による昭和四十四年度に係る復興実施計画は、同条第一項の規定にかかるわらず、第四条第二項の規定による復興計画の決定の日から一箇月以内に、作成し、自治大臣の認可を受けなければならない。

(復興実施計画作成前における事業の実施)

4 前項の規定により復興実施計画が認可されるまでの間に、昭和四十四年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で小笠原諸島の復興のため緊急に実施する必要のあるものとして自治大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を復興計画に基づく事業とみなして、この法律の規定を適用する。

(帰島計画作成前に移住した者に対する課税の特例)

5 昭和四十四年一月一日から帰島計画が作成されるまでの間に永住の目的をもつて小笠原諸島の地域へ移住した者で政令で定めるものについては、その者を帰島者とみなして第十五条の規定を適用する。

(この法律の失効後の譲渡所得等の課税の特例)

6 帰島者に係る昭和四十九年分以前の年分の所得税については、この法律の失効後も、なお従前の例による。

(この法律の失効後の不動産取得税の課税の特例)

7 帰島者が、この法律の失効の日前二年以内に、その小笠原諸島の地域へ移住する前に有していた不動産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡した場合において、同日

後小笠原諸島の地域において不動産を取得したときは、当該不動産の取得については、第十六条第一項の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

(自治省設置法の一部改正)

8 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十号)の一部を次のように改正する。

一 第四条第一項第十四号の八の次に次の一号を加える。

十四の九 小笠原諸島復興特別措置法(昭和四十四年法律第二百六十号)の施行に関する事務を行なうこと。

第十条第一項第五号の五の次に次の一号を加える。

五の六 小笠原諸島復興特別措置法の施行に関すること。

第二十三条の四の次に次の一条を加える。

(小笠原諸島復興審議会)

第二十三条の五 自治省に、小笠原諸島復興審議会を置く。

2 小笠原諸島復興審議会の所掌事務、組織、委員の任命その他の事項については、小笠原諸島復興特別措置法の定めるところによる。

十一月一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、過疎地域対策特別措置法案(衆)

二、過疎地域対策特別措置法案(衆)

第二章 過疎地域振興計画(第四条—第七条)

第三章 過疎地域振興のための財政上の特別措置(第八条—第十二条)

第四章 過疎地域振興のためのその他の特別措置(第十二条—第二十一条)

第五章 雜則(第二十二条・第二十三条)

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、最近における人口の急激な減少により地域社会の基盤が変動し、生活水準及び生産機能の維持が困難となつてゐる地域について、生活環境、産業基盤等の整備に関する総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、人口の過度の減少を防止するとともに地域社会の基盤を強化し、住民福祉の向上と地域格差の是正に寄与することを目的とする。

(過疎地域)

第二条 この法律において「過疎地域」とは、次の各号に掲げる要件に該当する市町村の区域をいう。

一 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和三十五年の人口から当該市町村人口に係る昭和四十年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和三十五年の人口で除して得た数値が〇・一以上であること。

二 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第十二条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で昭和四十一年度から昭和四十三年度までの各年度に係るものと合算したものの三分の一の数値が〇・四未満であること。

三 自治大臣は、過疎地域をその区域とする市町村(以下「過疎地域の市町村」という。)を公示するものとする。

四 過疎地域における生活環境施設等の厚生に関する施設の整備及び医療の確保に関する事項

五 過疎地域における産業の振興に関する事項

六 過疎地域における集落の整備に関する事項

(過疎地域振興のための対策の目標)

第三条 過疎地域振興のための対策は、第一条の目的を達成するため、次の各号に掲げる目標に従つて推進されなければならない。

一 道路その他の交通施設、通信施設等の整備を図ることにより、過疎地域とその他の地域及び過疎地域内の交通通信連絡を確保すること。

二 学校、診療所、集会施設等の教育、厚生及び文化に関する施設の整備並びに医療の確保を図ることにより、住民の福祉を向上させること。

三 農道、林道、漁港等の産業基盤施設の整備、農林漁業経営の近代化、企業の導入の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用を増大すること。

四 基幹集落の整備及び適正規模集落の育成を図ることにより、地域社会の再編成を促進すること。

第二章 過疎地域振興計画

(過疎地域振興方針)

第四条 都道府県知事は、当該都道府県における過疎地域の振興を図るために、過疎地域振興方針(以下「振興方針」という。)を定めるものとする。

2 振興方針は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 過疎地域の振興に関する基本的な事項

二 過疎地域とその他の地域及び過疎地域内を連絡する交通通信体系の整備に関する事項

三 過疎地域における教育及び文化に関する施設の整備に関する事項

四 過疎地域における生活環境施設等の厚生に関する施設の整備及び医療の確保に関する事項

五 過疎地域における産業の振興に関する事項

六 過疎地域における集落の整備に関する事項

- 3 都道府県知事は、振興方針を作成するに当たつては、過疎地域を広域的な経済社会生活圏の整備の体系に組み入れるよう配慮しなければならない。
- 4 都道府県知事は、振興方針を定めようとするときは、あらかじめ、自治大臣と協議しなければならない。この場合において、自治大臣は、関係行政機関の長と協議するものとする。
- (市町村過疎地域振興計画等)
- 第五条 過疎地域の市町村は、振興方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て市町村過疎地域振興計画（以下「市町村計画」という。）を定めなければならない。この場合において、当該市町村は、あらかじめ、都道府県知事と協議しなければならない。
- 2 市町村計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 振興の基本の方針に関する事項
  - 二 交通通信体系の整備に関する事項
  - 三 教育及び文化に関する施設の整備に関する事項
  - 四 生活環境施設等の厚生に関する施設の整備及び医療の確保に関する事項
  - 五 農林水産業その他産業の振興に関する事項
  - 六 集落の整備に関する事項
- 3 市町村計画は、他の法令の規定による地域振興に関する計画と調和が保たれることとに、当該市町村の建設に関する基本構想又は広域的な経済社会生活圏の整備の計画に適合するよう定めなければならない。
- 4 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めたときは、ただちに、自治大臣にこれを提出しなければならない。
- 5 都道府県知事は、過疎地域の振興を図るため、当該都道府県が過疎地域の市町村に協力して講じようとする措置の計画（以下「都道府県計画」という。）を定め、これを自治大臣に提出するものとする。

- 6 自治大臣は、前二項の規定により市町村計画又は都道府県計画の提出があつた場合においては、ただちに、その内容を開係行政機関の長に通知しなければならない。この場合においては、関係行政機関の長は、当該市町村計画又は都道府県計画についてその意見を自治大臣に申し出ることができる。
- 7 第一項から第四項まで及び前項の規定は市町村計画を変更しようとする場合について、前二項の規定は都道府県計画を変更しようとする場合について準用する。
- (関係行政機関の長の協力)
- 第八条 自治大臣は、市町村計画又は都道府県計画の実施に関し必要がある場合には、関係行政機関の長に対し、関係地方公共団体に対する助言その他の協力を求めることができる。
- 第三章 過疎地域振興のための財政上の特例
- 別措置
- 第九条 国は、市町村計画又は都道府県計画に基づいて行なう事業のうち、別表に掲げるものに要する経費に対する国の方負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）は、当該事業に関する法令の規定にかかるわらず、同表のとおりとする。ただし、他の法令の規定により同表に掲げる割合をこえる国の負担割合が定められている場合は、この限りでない。
- (国の補助の特例)
- 第十条 国は、市町村計画に基づいて行なう事業のうち、公立の小学校又は中学校を適正な規模にするため統合したことに伴つて必要となつた校舎について調査を行なうことができる。

- 第十二条 過疎地域における基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港閑連道で政令で定める関係行政機関の長が指定するもの（以下「基幹道路」という。）の新設及び改築については、他の法令の規定にかかるわらず、都道府県計画に基づいて、都道府県が行なうことができる。
- 第十三条 過疎地域における基幹的な市町村道の新設又は改築を行なう場合においては、政令で定めるところにより、当該市町村道の道路管理者（道路法（昭和二十七年法律第百八十九号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいい。）に代わってその権限を行なうものとする。この場合において、都道府県が代わつて行なう権限のうち政令で定めるものは、当該都道府県を統轄する都道府県知事が行なう。
- 第十四条 第二項の規定により都道府県が行なう基幹道路の新設及び改築に係る事業（以下「基幹道路整備事業」という。）に要する経費については、当該都道府県が負担する。
- 第十五条 基幹道路整備事業に要する経費に係る国の方負担又は補助については、基幹道路を都道府県道整備事業として設置した施設に関する事項の規定により基幹道路整備事業に要する経費を負担する都道府県が後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第百十二号。以下この条において「負担特例法」という。）第二条第
- る方法による取得を含む。)に要する経費については、当該事業を行なう過疎地域の市町村に對し、政令で定めるところにより、その事業に要する経費の三分の一を補助するものとする。
- 第十六条 過疎地域の市町村が市町村計画につけて行なう次の各号に掲げる施設の整備につき当該市町村が必要とする経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条第一項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。
- 一 関連道
- 二 公立の小学校又は中学校を適正な規模にするため統合したことに伴つて必要となつた校舎、屋内運動場、寄宿舎、教員又は職員のための住宅及び児童又は生徒の通学を容易にするための自動車又は渡船施設
- 三 診療施設（巡回診療車及び巡回診療船並びに患者輸送車及び患者輸送艇を含む。）
- 四 保育所及び児童館
- 五 消防施設
- 六 渔港
- 七 公民館その他の集会施設
- 八 有線電気通信設備
- 九 集落の整備のための政令で定める用地及び住宅
- 十 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設
- 十一 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設の整備につき過疎地域の市町村が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債（当該地方債を財源として設置した施設に関する事業の經營に伴う收入を当該地方債の元利償還に充てることができるものを除く。）で、自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該員のための住宅の建築（買取その他これに準ずるものとする。

一項に規定する適用団体である場合においては、基幹道路整備事業（北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担割合がこれらの区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものを除く。）を同条第二項に規定する開発指定事業とみなして、負担特例法の規定を適用する。

北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担割合がこれらの区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものについては、第三項の規定により当該基幹道路整備事業に要する経費を負担する都道府県が負担特例法第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、国は、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合をこえるものについては、第一号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合をこえないものについては、第二号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を負担し、又は補助するものとする。

一 北海道及び奄美群島の区域以外の区域における当該基幹道路整備事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合をこれからの区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する通常の国に相当する事業に係る経費に対する国に相当する事業に係る経費を確保するため、都道府県計画に基づいて、無医地区に關し次の各号に掲げる事業を実施し

（医療の確保）

第十三条 都道府県知事は、過疎地域における医療を確保するため、都道府県計画に基づいて、無医地区に關し次の各号に掲げる事業を実施し

1 診療所の設置

2 患者輸送車（患者輸送艇を含む。）の整備

3 定期的な巡回診療

4 保健婦の配置

5 公的医療機関の協力体制の整備

6 その他無医地区の医療の確保に必要な事業

（国有林野の活用）

第七条 国は、市町村計画の実施を促進するため、国有林野の活用について適切な配慮をするものとする。

（住宅金融公庫からの資金の貸付け）

第十七条 住宅金融公庫は、市町村計画のうち集落の整備に関する事項に係る計画にのつとつて過疎地域の市町村の住民が行なう住宅の建設又は住宅の建設に附隨する土地若しくは借地権の取得が円滑に行なわれるよう必要な資金の貸付けについて適切な配慮をするものとする。

（農林漁業金融公庫からの資金の貸付け）

第十八条 農林漁業金融公庫は、過疎地域において農業（畜産業を含む。）、林業又は漁業を営む者に対し、その者が農林省令で定めるところにより作成した農林漁業経営改善計画であつて農林省令で定める基準に適合する旨の都道府県知事の認定を受けたものを実施するために必要な資金の貸付けを行なうものとする。

（事業用資産の買換えの場合の課税の特例）

第十九条 過疎地域以外の地域にある事業用資産を譲渡して過疎地域内にある事業用資産を取得した場合においては、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の定めるところにより、特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用があるものとする。

（減価償却の特例）

第二十条 過疎地域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに

なければならない。

第十五条 国の行政機関の長又は都道府県知事

は、過疎地域内の土地を市町村計画に定める用途に供するため農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該地域の振興が図られるよう適切な配慮をするものとする。

（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

第二十一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により、地方公共団体が、過疎地域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合若しくは過疎地域内において畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行なう個人について、その事業に対する事業税を課さなかつた場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、自治省令で定める方法によつて算定した当該地方公共団体の当該各年度分の固定資産税を課さなかつた場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これららの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度（個人の行なう畜産業、水産業及び薪炭製造業に対するものに限る。）について同条の規定により当該地方公共団体の当該各年度における基準財政収入額に算入される額に相当する額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これららの措置が自治省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

取得し、又は製作し、若しくは建築した機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備について、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行なうことができる。

（交通の確保）

第十四条 国の行政機関の長は、過疎地域の交通を確保するため、過疎地域の市町村が、その区域内で他に一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者がない地域について、一般乗合旅客自動車運送事業を經營し、又は自家用自動車を共同で使用し、若しくは有償で運送の用に供するとき、道路運送法（昭和二十六年法律第八十ニ号）に基づく免許、許可又は認可について適切な配慮をするものとする。

（農地法等による処分についての配慮）

## 第五章 雜則

(過疎地域の市町村以外の市町村の区域に対する適用)

第二十二条 この法律は、昭和四十一年以後において行なわれる国勢調査による人口が公表された場合においては、その公表された場合

ことに、第二条第一項第一号中「昭和三十五年」におけるのは「当該国勢調査が行なわれた年以前において最近に国勢調査が行なわれた年」と、「昭和四十年」とあるのは「当該国勢調査が行なわれた年」と、「〇・一」とあるのは「〇・二に当該国勢調査が行なわれた年以前において最近に国勢調査が行なわれた年から当該国勢調査が行なわれた年までの年数を乗じて得た数値」と、同項第二号中「昭和四十一年度から昭和四十三年度まで」とあるのは「当該国勢調査の結果による人口が公表された日の属する年度前三年度内」とそれぞれ読み替えて、過疎地域の市町村以外の市町村の区域についても適用する。

(政令への委任)

第二十三条 第二条第一項第一号に規定する数値

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条、第九条、第十二条第四項から第六項まで及び第十三条第五項の規定は、昭和四十五年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和四十四年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越したものについては、なお従前の例による。  
(この法律の失効)
- 2 この法律は、昭和五十五年三月三十一日限り、その効力を失う。  
(地方交付税法の一部改正)
- 3 地方交付税法の一部を次のように改正する。  
附則中第十八項を第二十項とし、第十七項の次に次の二項を加える。
- 4 (住宅金融公庫法の一部改正)  
住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。  
第二十一条の二に次の二項を加える。
- 5 (農林漁業金融公庫法の一部改正)  
農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。  
第十八条第一項第一号の三中「及び第三号の二」を「第三号の二及び第九号」に改め、同項第一号の四中「及び第四号」を「第四号及び第九号」に改め、同項第一号の五中「及び第四号」を「第四号及び第九号」に改め、同項第三項中「若しくは中小漁業の經營の近代化」を「中小漁業の經營の近代化若しくは過疎地域における農林漁業の振興」に改める。

- 6 (住宅金融公庫法の一部改正)  
住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第二百五十六号)に基づく市町村過疎地域振興計画のうち集落の整備に関する事項に係る計画にのつとつて過疎地域の市町村の住民が住宅を建設しようとする場合において、同条第一項第一号の規定に該当する者が建設する住宅に限る。」を建設しようとする場合において、同条第一項又は第二項の規定により、その者に住宅の建設又は住宅の償還期間にはえおき期間を含むものとする。
- 7 (農林漁業金融公庫法の一部改正)  
農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。  
第十八条第一項第一号の三中「及び第三号の二」を「第三号の二及び第九号」に改め、同項第一号の四中「及び第四号」を「第四号及び第九号」に改め、同項第一号の五中「及び第四号」を「第四号及び第九号」に改め、同項第三項中「若しくは中小漁業の經營の近代化」を「中小漁業の經營の近代化若しくは過疎地域における農林漁業の振興」に改める。
- 8 (中小漁業振興特別措置法の一部改正)  
中小漁業振興特別措置法(昭和四十年六分五厘)二年法律第五十九号)第五条に規定する資金に該当する資金であつて第十八条第一項第五号の二又は第八号に掲げるもののうち主務大臣の指定するもの
- 9 (過疎地域対策特別措置法の一部改正)  
過疎地域対策特別措置法(昭和四十年五分(据)二年法律第五十九号)第十八条に規定する資金に該当する資金であつて第十八条第一項第五号の二又は第八号に掲げるもののうち主務大臣の指定するもの
- 10 (租税特別措置法の一部改正)  
租税特別措置法の一部を次のように改正する。  
第十二条の二第一項中「地区内又は」を「地区内」に改め、「政令で定める地区内」の下に「又は過疎

経費の種類	測定単位	単位費用	表示単位
過疎地域振興のための事業費の財源に充てたための地方債償還金	千円につき 過疎地域振興のための事業費の財源に充てられたため發行を許可された地方債に係る元利償還金	五七〇〇〇円 錢	千円

19 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定の基礎により同表の下欄に掲げる表示單位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。

測定単位の算定の基礎	表示単位
過疎地域振興のための事業費の財源に充てたための地方債償還金	千円

過疎地域振興のための事業費の財源に充てるため發行を許可された地方債で過疎地域対策特別措置法(昭和四十四年法律第二百五十六号)第十条第二項の規定により自治大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金

に改める。

地域対策特別措置法(昭和四十四年法律第 号)第二条第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区内」を加える。

第四十五条第一項中「地区内又は」を「地区内」に改め、「政令で定める地区内」の下に「又は過疎地域対策特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区内」を加える。

7 改正後の租税特別措置法第十二条の二及び第四十五条の規定は、個人又は法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。）のこの法律の施行の日以後に取得し、又は製作し、若しくは建築した改正後の租税特別措置法第十二条の二第一項又は第四十五条第一項に規定する工業用機械等について適用する。

（自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部改正）  
8 自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。  
第四条第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 過疎地域対策特別措置法（昭和四十四年法律第 号）の施行に関する事務を行なうこと。

第九条中第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

別表

事 業 の 区 分		国の負担割合
教育施設	義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十 一号）第二条に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校 又は中学校を適正な規模にするため統合したことに伴つて必 要となつた公立の小学校又は中学校的校舎又は屋内運動場の 新築又は増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含 む。）	三分の一
児童福祉施設	児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第七条に規定 する児童福祉施設のうち保育所の設備の新設、修理、改造、 拡張又は整備	三分の二
消防施設	消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）第三条 に規定する消防の用に供する機械器具及び設備の購入又は設 置	三分の一から三分の二まで

本案施行に要する経費としては、昭和四十四年度事務費として約四百万円の見込みである。





昭和四十五年一月八日印刷

昭和四十五年一月九日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局